

## 竹原市総務文教委員会

平成29年2月23日開会

### 会議に付する事件

#### (付託案件)

- 1 議案第14号 竹原市職員の退職管理に関する条例案
- 2 議案第15号 竹原市総合計画策定条例案
- 3 議案第16号 竹原市税条例等の一部を改正する条例案
- 4 議案第18号 竹原市職員の育児休業等に関する条例及び竹原市職員の勤務時間、  
休暇等に関する条例の一部を改正する条例案
- 5 議案第19号 竹原市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改  
正する条例案
- 6 議案第20号 竹原市地域福祉基金条例の一部を改正する条例案
- 7 議案第22号 工場立地法第4条の2第2項の規定に基づく準則を定める条例の一  
部を改正する条例案
- 8 議案第23号 竹原市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部  
を改正する条例案
- 9 議案第24号 平成28年度竹原市一般会計補正予算（第4号）
- 10 議案第26号 平成28年度竹原市貸付資金特別会計補正予算（第1号）

#### (委員外議員質疑)

- 1 今田議員
- 2 松本議員

#### (行政報告)

- 1 水道事業「経営戦略」の策定について

#### (所管事務調査)

- 1 安心・安全な水供給体制及び水道料金のあり方について

①水道料金改定後の現況報告

2 所管事務調査のあり方について

次回所管事務調査の決定と閉会中の継続審査

- ・ 内容
- ・ 開催日

(平成29年2月23日)

出席委員

氏 名	出 欠
山 元 経 穂	出 席
堀 越 賢 二	出 席
川 本 円	出 席
井 上 美 津 子	出 席
大 川 弘 雄	出 席
道 法 知 江	出 席
脇 本 茂 紀	出 席

委員外議員出席者

氏 名
今 田 佳 男
竹 橋 和 彦
高 重 洋 介
北 元 豊
宇 野 武 則
松 本 進

職務のため会議に出席した者は、下記のとおりである

議会事務局長	西 口 広 崇
議会事務局次長	住 田 昭 徳
議事庶務係主事	森 田 愛 美

説明のため会議に出席した者は、下記のとおりである

職 名	氏 名
市 長	吉 田 基
副 市 長	細 羽 則 生
教 育 長	竹 下 昌 憲
総 務 部 長	谷 岡 亨
企 画 振 興 部 長	中 川 隆 二
公 営 企 業 部 長	谷 岡 亨
教 育 次 長	久 重 雅 昭
総 務 課 長	平 田 康 宏
企 画 政 策 課 長	松 崎 博 幸
財 政 課 長	沖 本 太
税 務 課 長	向 井 聡 司
産 業 振 興 課 長	桶 本 哲 也
水 道 課 長	松 岡 俊 宏

午前9時59分 開会

委員長（山元経穂君） おはようございます。

ただいまの出席委員は7名であります。定足数に達しておりますので、3月定例会の総務文教委員会を開会いたします。

委員の皆様方、御多忙の中御出席を賜り、まことにありがとうございます。先般21日に開会した本議会ではありますけど、実質的な審議のスタートは今日だと思います。委員の皆様におかれましては、慎重かつ活発的な質疑、また議会運営の効率に御協力を願えればと思います。また、理事者におかれましては、いつも申し上げることではございますが、簡潔に懇切丁寧な答弁をしていただくよう、よろしくお願い申し上げます。

それでは、本日開会の総務文教委員会の傍聴の許可申請が出ております。中国新聞の山田記者から出ておりますが、これを許可いたしますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（山元経穂君） はい、どうぞ。

続きまして、本日、本委員会に付託を受けております案件は、付託議案等一覧表に記載のとおりであります。

副市長より発言の申し出がありましたので、これを許可いたします。

副市長。

副市長（細羽則生君） 改めまして、おはようございます。

委員長をはじめ委員の皆様におかれましては、お忙しい中、委員会を開催していただきましてありがとうございます。本日は、先ほど委員長の方からございましたように、議案第14号竹原市職員の退職管理に関する条例案から議案第26号平成28年度竹原市貸付資金特別会計補正予算（第1号）までの計10件につきまして御審議いただくことになっております。詳細につきましては、後ほど細かく説明させていただきますので、慎重な審議のほどよろしくお願いいたします。

委員長（山元経穂君） それでは、これより議事に入ります。

本委員会に付託されました諸議案について、執行部の説明を受けてまいります。

審議の都合上、総務部提出議案である議案第14号、議案第18号、議案第23号、議案第16号、議案第20号、議案第24号、議案第26号、企画振興部提出議案である議案第15号、議案第22号、公営企業部提出議案である議案第19号の順に行ってまいりたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（山元経穂君） 異議なしと認め、そのように執り行います。

なお、執行部からの説明は、以後、座ったまま行っていただいて結構です。

それでは、議案第14号竹原市職員の退職管理に関する条例案を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

総務課長。

総務課長（平田康宏君） それでは、今回総務課から3件の条例案を提案いたしております。

議案参考資料により説明させていただきます。

議案参考資料の13ページをお開きください。

議案第14号竹原市職員の退職管理に関する条例案について、その内容を御説明いたします。

1の提案の要旨でございますが、本議案は地方公務員法の一部が改正されたことを踏まえ、市の課長級の職についていた再就職者について、職員への働きかけを禁止するとともに、当該職以上の職についていた再就職者について、任命権者への届け出義務などを定めるものであります。

2の条例の内容でございますが、（1）といたしまして、営利企業等に再就職した元職員のうち、離職した日の5年前の日より前に国の部長及び課長職に相当する市の課長級の職についていた者に対して、その在職していた職務に関し、離職後2年間、市職員へ職務上の行為を要求または依頼してはならないものとするものであります。

なお、市の部長職につきましては、法律において同様の規制が既になされております。

今回の条例は、地方公務員法の改正によりまして、国の部長及び課長に相当する職について、関係事項を条例で定めることができると規定されたことから、市の課長職を規制対象とすることとしたものでございます。

（2）でございますが、先ほど述べました（1）に定める職以上の職にある者について、離職後2年間、営利企業等に再就職した場合は、任命権者に必要な事項を届け出なければならないとするものであります。

（3）といたしまして、市長は毎年度、届け出の状況につきまして公表するというものでございます。

3の施行期日につきましては、公布の日とするものでございます。

議案第14号につきましては以上でございます。

委員長（山元経穂君） ありがとうございます。

それでは、議案第14号の質疑を行いたいと思います。

質疑のある方は挙手をお願いいたします。

脇本委員。

委員（脇本茂紀君） 今の説明ですと、竹原市の課長級以上か、だから部長、課長、もしくは市長、副市長も含まれるのですか。一般職、部長、課長。

で、部長、課長がこれに該当するということですけども、もしこの条例が適用されたら、現実にこの該当者というのはいるのかどうかというのを教えてください。

委員長（山元経穂君） 総務課長。

総務課長（平田康宏君） 現在のところ、該当者はありません。

委員長（山元経穂君） 脇本委員。

委員（脇本茂紀君） これは、例えば再任用、課長であって、また市の再任用で改めて市役所に勤める。その場合は、例えば利益誘導みたいなことはもう起こり得ないということが前提だと思います。そういう意味で、この中身は主に民間企業に就職をされて、なおかつその口ききに当たるようなことを行った者に対して適用するというふうに理解すればいいということですか。

委員長（山元経穂君） 総務課長。

総務課長（平田康宏君） お答えいたします。

この規制は、再就職者が現職の職員に対しまして一定の影響力を有していると考えたことを理由に、委員から先ほどお話がございましたが、本来民間の自由な営業活動であるはずの要求または依頼を一律に禁止するというものであることでもございまして、その規制の対象という観点から今回定められたものでございます。

以上でございます。

委員長（山元経穂君） よろしいですか。

その他ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（山元経穂君） では、続いて議案第18号竹原市職員の育児休業等に関する条例及び竹原市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

総務課長。

総務課長（平田康宏君） 議案参考資料の47ページをお開きください。

議案第18号竹原市職員の育児休業等に関する条例及び竹原市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案について、その内容を御説明いたします。

1の提案の要旨でございますが、本議案は地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部が改正されたことに伴い、育児休業等の対象となる子の範囲を見直すとともに、介護休暇の取得期間の分割や介護のための所定労働時間の短縮措置の新設などを行うものでございます。

2の改正の内容でございますが、（1）といたしまして、育児休業等の対象となる子の範囲に特別養子縁組の監護期間中の子及び養子縁組里親である職員に委託されている子などを加えるとするもの。

（2）といたしまして、要介護者が同一の事由により継続して介護を必要とする場合には、6月を超えない範囲内で3回まで分割して介護休暇を取得することができることとするといったものでございます。

（3）といたしまして、要介護者が同一の事由により継続して介護を必要とする場合には、介護休暇とは別に3年の期間内において、介護のため、1日に月2時間を超えない勤務しないことができることとするもの。

（4）といたしまして、その他所要の規定の整理を行うというものでございます。

3の施行期日につきましては、公布の日から施行し、平成29年1月1日から適用するものでございます。

議案第18号につきましては以上でございます。

委員長（山元経穂君） それでは、議案第18号に対する質疑をお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（山元経穂君） それでは、続きまして議案第23号竹原市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

総務課長。

総務課長（平田康宏君） 議案参考資料の65ページをお開きください。

議案第23号竹原市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正

する条例案について、その内容を御説明いたします。

1の提案の要旨でございますが、本議案は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法の一部が改正されたことに伴い、条例中における引用条項を整理するとともに、提供を求めることができる特定個人情報を追加するものであります。

2の改正の内容でございますが、特定個人情報の提供に係る根拠規定の条項移動に伴い、引用条項を改めるとともに、学校保健安全法による医療に要する費用の援助に関する事務について、提供を求めることができる特定個人情報として生活保護関係情報及び地方税関係情報を追加するものでございます。

3の施行期日につきましては、改正法律の施行期日である平成29年5月30日とするものでございます。

議案第23号につきましては以上でございます。

委員長（山元経徳君） それでは、議案第23号に対する質疑をお願いいたします。

川本委員。

委員（川本 円君） 確認の意味も含めてちょっとお伺いしたいのですが、今回、この資料によると、学校保健安全法の医療に要する費用の援助に関する事務というふうなことを書いているのですが、具体的に言いますと、どういうふうなことでこれ、事務的に必要になってくるのかということ、それをまずお聞きしたいのですが。

委員長（山元経徳君） 総務課長。

総務課長（平田康宏君） 今回の改正でございますが、法改正に伴うものでございまして、自治体間での情報連携がこの7月から開始されます。その改正されることを受けまして、条例上の利用事務についても連携させるため、情報の照会及び提供者の定義を追加するということからございました。

御質問のありました事項につきましても、法律に基づいて今回行うということでございまして、議案参考資料の67ページに新旧対照表がございます。

今回改正する部分につきましては、アンダーラインを引いておりますが、申し上げましたように、今回条項移動で法律の号が動きましたので、第1条において、現在、法律の第19条第9号と規定されているものが改正後は第19条第10号と条項移動、また別表3にありますように、照会機関、提供機関、これは内部の照会、提供でございますが、改正になります、照会機関、教育委員会が照会しまして、提供するのが市長ということでご

ざいまして、今回法改正に基づきまして、住民票関係情報に加えまして、生活保護関係情報、地方税関係情報というものでございまして、現在、御質問がありました学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって、規則で定めるものというものでございますが、今のところ該当はないというふうに確認はいたしております。

以上でございます。

委員長（山元経穂君） よろしいですか。

その他ございませんか。

協本委員。

委員（脇本茂紀君） 該当がないという今御答弁でしたけども、この今までの住民票関係情報に加えて生活保護関係情報、地方税関係情報が、要するに学校保健安全法で医療に要する費用についての援助に関する事務でこれが必要になる根拠というか、この2つの情報が必要になるのは何のためなのですか。で、今該当がないということは、一体これはどういう根拠で何のためにというのを、もうちょっとはっきり説明願います。

委員長（山元経穂君） 総務課長。

総務課長（平田康宏君） 生活保護関係と地方税が入ったというのは、生活面において関連がある事項ということで、今回法改正に伴って条例の改正も行ったというところでございますので、よろしくをお願いします。

委員長（山元経穂君） 脇本委員。

委員（脇本茂紀君） 要するに、学校保健安全法に基づくいわゆる医療事務の必要性から、地方税関係情報とそれから生活保護関係情報が要る、前言ったように必要性、それはどこにあるのかということをお尋ねしている。

委員長（山元経穂君） 総務部長。

総務部長（谷岡 亨君） 済みません。今の学校保健安全法の中に、地方公共団体の援助ということで24条にそういう定めがございまして、その中に疾病等の治療を行うための医療に要する費用について必要な援助を行う際に、そういったいわゆる生活保護の情報でありますとか、税情報というものを確認した上で、該当するかどうかというのを判断するという事務があると。生活保護では、当然生活保護の方で医療が提供されますのでということと、一定には、要は税の方で課税があるかないかというような情報を確認した上で、24条の適用をするという流れになるということでございます。

委員長（山元経穂君） 脇本委員。

委員（脇本茂紀君）　今まで基本的にそれをしなくてもできていたということなのか、今まではそれはどういう情報処理によって行ったのか。というのは、結局マイナンバー制度というものがある意味で、いろんな形で行政なり、教育行政によって使われる場合に、やっぱりその情報自体が縦の壁を崩して横にフリーに使われるようになることの危険性というのがいろんな意味であると思うのです。この中で、例えば貧困の問題というふうなものが掌握されるわけだから、所得、この2つの情報の中からそういうことが明らかになる。マイナンバーカードを使うことによって、そういうことがフリーで明らかになって、それに対する守秘義務というふうなものが的確にやられない場合、情報が一方的に散逸するというふうなことも起こり得ると。

そういう意味で、マイナンバー制度がもっているもとの課題があるわけですね。そういう意味で、セキュリティーは、今までの縦割りの枠の中で一定のセキュリティーがそれぞれの規制において働いていたものが、フリーで横に通るようになることによって、いわばそこらの問題が出てこないかということで、だから今のところはありませんということなのだけど、もっと言えば、これでマイナンバーを具体的に活用する人における守秘義務という問題が出てくると思う、間違いなく。だから、そういうことなんかについてのセキュリティーというか、それはどのように考えているかということ。

委員長（山元経穂君）　総務課長。

総務課長（平田康宏君）　セキュリティーに関する問題でございますが、セキュリティーの問題と、大きな、個人情報の保護という観点となろうと思いますけど、国の制度におきましても様々な取組が進められるというところでございます。

制度面における保護措置とシステム面における保護措置というものがございますが、まず制度面における保護措置につきましては、マイナンバー法によるものを除きまして、ほかの個人情報の収集、保管、ファイルの作成については、当然、マイナンバー法によるものを除いては禁止されております。ネットワークを使用した特定個人情報の提供には、当然限定もしておりますし、個人情報保護に関しましては、国の方で特定個人情報保護委員会というものもございます。そちらの方で監視、監督、また罰則も強化されております。システム面におきましては、個人情報を一元的に管理せず、分散管理、分けて管理することが実施されておりますし、個人番号を直接用いず、符号を用いた情報連携——これは情報連携のことですが——を実施すると。また、アクセスの制御により、先ほど委員もおっしゃられましたが、誰でも見れるものではないよということで、アクセスできる

人の制限ということ、通信の暗号化ということもございます。

庁内におきましても、こういった個人番号利用事務を遂行するに当たりまして、担当者によりまして情報共有や事例の研究等を行うための会議、社会保障・税番号制度導入活用推進会議というものを開催しております。また、全職員を対象とした情報のセキュリティー研修も実施しておりますので、マイナンバー制度に関しましては適切な事務処理を行うよう取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

委員長（山元経穂君） よろしいですか。

その他ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（山元経穂君） それでは、続いて議案第16号竹原市税条例等の一部を改正する条例案を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

税務課長。

税務課長（向井聡司君） 税務課でございます。

議案参考資料の17ページをお開きください。

議案第16号竹原市税条例等の一部を改正する条例案でございます。

今回の改正は、地方税等の一部が改正されたことに伴い、平成31年10月1日から消費税率が引き上げられることに合わせて、軽自動車税において環境性能割及び種別割の規定が新設されるとともに、法人市民税法人割の税率が引き下げられることなどから、必要な規定の整備をするものでございます。

それでは、内容につきまして御説明をさせていただきます。

改正の内容でございますが、（1）軽自動車税に関する改正でございます。

アでございますが、こちらは軽自動車税におきます環境性能割が新たに設けられたことによる改正でございます。かねてから、消費税と自動車取得税が同じような目的で二重に課税されているという声もあり、消費税率が10%に引き上げられる段階で、自動車取得税が廃止されるという流れになっております。そうなりますと、地方に配分する税財源が減ってまいりますので、地方の財政バランスを考えた時にどのようにするのかという議論の中で、環境性能割というものが今回新設されることとなったものでございます。こちらの方は、購入時にかかるものでございます。軽自動車税ですと、2015年度（平成27

年度)燃費達成基準のもの、それ以下のものが2%、2020年度(平成32年度)の燃費達成基準の車が1%、それ以上の性能のものはゼロ%となっております。施行期日でございますが、平成31年10月1日からでございます。

イでございますが、こちらは軽自動車税において、燃費の性能がすぐれた自動車の税率を軽減されるグリーン化特例が1年間延長されるというものでございます。施行期日は、平成29年4月1日からでございます。

続きまして、(2)の法人市民税に関する改正でございます。

こちらは、平成26年度の税制改正によりまして、地域間の税源の偏在性を是正して財政力の格差を縮小を図る目的のものでございます。このたびは、法人市民税法人割の税率を3.7%引き下げるという改正でございます。引き下げられました3.7%の部分につきましては、国税であります地方法人税というところの税率が上乘せになりますので、総体的には、地方財源という中では変わらないものというふうに理解をしております。

具体的に申し上げますと、市町村の税率を下げて国の方がその分を上げると、そして国が集めた分を、財政力に応じた額を交付税として各市町村に分配するというものでございます。当然、不交付団体や財政的に豊かな団体の部分を国が集めて、財源の不足している団体にそれを交付税の原資として配分するということで、財政力の格差の縮小を図っていくという制度となっております。施行期日は、平成31年10月1日でございます。

次に、(3)でございますが、このたびの改正によります所要の規定の整理を行うものでございます。

以上でございます。

委員長(山元経穂君) それでは、議案第16号に対する質疑をお願いいたします。

井上委員。

委員(井上美津子君) 軽自動車税の方なのですが、これをもし改正された場合、これの影響額というのはわかりますでしょうか。

委員長(山元経穂君) 税務課長。

税務課長(向井聡司君) 自動車取得税というものが後々廃止になって、この環境性能割というふうに移行するわけですが、竹原市の影響額というのはなかなか算出難しい、普通自動車の購入の時にもかかりますので、なかなか算出はしにくいのですが、国の試算でございますと、20%ほどの減というふうには示されております。

委員長(山元経穂君) 井上委員。

委員（井上美津子君） 取得税が廃止になるということで、影響額が20%減ということになると、やはりその分だけは、取得する時にはいいのですけども、市の方の財政としてはちょっと苦しくなるよねというところで、それに関しては、国の対応ということは別に考えておられないのですか。

委員長（山元経穂君） 税務課長。

税務課長（向井聡司君） 一応、環境性能割で2割ほどの影響が出るのですが、国の方は多分といたしますか、考えてはないと思います。その分、軽自動車税に関する引き上げというものも昨年ございましたので、そちらの方でカバーをされていると。景気対策という面もありまして、要は、環境に優しい自動車を購入をしやすくするというのも大きな目的の一つではなかろうかと考えております。

委員長（山元経穂君） その他ございませんか。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（山元経穂君） 続きまして、議案第20号竹原市地域福祉基金条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

財政課長。

財政課長（沖本 太君） それでは、議案第20号竹原市地域福祉基金条例の一部を改正する条例案について御説明を申し上げます。

議案参考資料の59ページをお開きいただければと思います。

まず、提案の要旨でございますが、竹原市地域福祉基金について、社会保障施策全般に充当することができるように、設置目的を見直すとともに、積立金原資を繰入金の財源として活用することができるよう、処分規定を加えるというものでございます。

当該基金につきましては、平成3年から5年にかけて、高齢者保健福祉施策の推進を図ることを目的といたしまして、地方交付税に算入された費用を原資に設置をいたしましたものでございます。そして、基金の運用によって生じる収益を高齢者に対する各種事業に充当する、いわゆる果実運用型の基金といたしまして現在まで活用してまいりました。

このたび、新年度予算案に、たけはら合同ビル取得に必要な経費を予算計上しているように、そういった多額の経費を必要とする本事業の着手をはじめ、様々な施策を推進するに当たり、今後財政運営上の観点からも財源確保の必要性がより高まるということで、当

該基金の活用をすることで社会保障施策の継続的な推進を図っていくということを目的として、必要な見直しを行うものでございます。よろしくお願ひいたします。

委員長（山元経穂君） それでは、議案第20号に対する質疑をお願いいたします。

川本委員。

委員（川本 円君） 改めて、ちょっとお聞きします。

今のお話では、地域福祉基金を広く社会保障施策の財源として活用するために、裾野をちょっと広げて使えるようにするというふうな捉え方なのですが、そもそも福祉基金を創設した時には、当然これらに使えるとは考えて立ち上げているわけではないのですが、使えることは非常にいいことなのでしょうけど、もともとのつくった当初からの目的外の使われ方をされるというふうな解釈にはなりませんか。それだけちょっと確認させてください。

委員長（山元経穂君） 財政課長。

財政課長（沖本 太君） この基金創設の趣旨については先ほど説明したとおりなのですが、その当時と比べて、まず平成12年度から介護保険制度が導入されて、その制度も社会に定着するなど、当該基金を設置した平成3年度ごろと比較をして高齢者に対する施策は充実が図られているということが1点。また、国が当時示しました、この充当を想定した事業への活用の必要性が、そういった制度充実によって、国が示した活用方法という必要性が非常に小さくなってきたということ、また現在の低金利状況においては運用益も少なく、各種事業への充当も難しくなったということが背景としてあると、そのように考えています。

そうしたこともあわせて、当該基金の設置費に対する財政措置は地方交付税によるものということで、基金の目的、内容等は地域の実情に応じて独自に決定ができるということもございますので、このたび改正する理由等について御理解いただいて、議会議決をいただくことで十分可能になるものと、そのように考えております。

委員長（山元経穂君） 川本委員。

委員（川本 円君） それと、当該基金を取り崩して活用できるようにするという、どれぐらいを取り崩していくというのは、大体計算的には、数字的なものは出てきているわけですか。

委員長（山元経穂君） 財政課長。

財政課長（沖本 太君） 現在のこの基金の残高は約3億5,000万円程度ございま

す。その3億5,000万円をどのように活用していくかということは、現時点では、具体的には決まっておりません。社会保障全般に活用すると、この設置の目的に沿って活用を図っていくということになると、そのように考えております。

委員長（山元経穂君） その他ございませんか。

協本委員。

委員（脇本茂紀君） 今の質問と重なるのですが、今まで、3億5,000万円、この制度ができてから一体幾ら使われて現在残額が3億5,000万円ということなのか、それとも初めから残っているのか、いわゆるこの基金の推移、それがわかれば教えていただけませんか。

委員長（山元経穂君） 財政課長。

財政課長（沖本 太君） 金額の推移は、申しわけないのですが、ちょっと資料を持ち合わせていないので御答弁申し上げられないのですが、平成7年度に社会福祉法人仁寿会の在宅介護支援センターの設置でございますとか、社会福祉法人宗越会のケアハウス整備など5事業に、平成8年度には聖恵会のデイサービスセンター整備とか、各在宅支援センターの運営費など8事業で活用しているという実績がございます。それについては、基本的には先ほど申し上げましたように、果実運用型という形でございますので、運用益が生じたものを充当しているというような状況でございます。

委員長（山元経穂君） 脇本委員。

委員（脇本茂紀君） では、もともになる金は丸ごと残っているというふうに考えたらいいということだな、その3億5,000万円の中といたしましょうか。それを今後、少なくとも地域福祉基金だから、そういう趣旨に沿って福祉全般に、高齢者にとどまらず全ての事業に充て得る財源として確保、担保しているというふうに理解すればいいのですね。

委員長（山元経穂君） 財政課長。

財政課長（沖本 太君） そのように御理解いただければと思います。

委員長（山元経穂君） よろしいですか。

その他ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（山元経穂君） では、続きまして議案第24号平成28年度竹原市一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

財政課長。

財政課長（沖本 太君） それでは、一般会計補正予算案と貸付資金特別会計の補正予算……。

委員長（山元経穂君） 失礼しました。貸付資金も同時に行いたいと思いますが、よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（山元経穂君） 同時に、お願いします。

財政課長（沖本 太君） では、貸付資金特別会計の補正予算案まで御説明を申し上げたいと思います。

それでは、補正予算書の1ページの方をお開きいただければと思います。

このたびの補正予算案につきましては、地方創生拠点整備交付金を活用いたしました事業に係る経費を追加するほか、入札減や特定財源の減額交付による事業量の調整に伴い不用となる予算を減額するなど、決算見込みに基づく精算を行うものが主な内容となっております。

歳入歳出予算の総額からそれぞれ3億7,702万3,000円を減額し、総額を129億5,175万9,000円とするとともに、繰越明許費の追加と地方債の追加及び変更を行うというものとなっております。

補正予算書の4ページをお開きください。

歳出予算の補正内容につきましては、総務費、農林水産業費、消防費、教育費において追加計上を行い、議会費、民生費、衛生費、商工費、土木費、災害復旧費、公債費は減額を行うものでございます。その個別の具体的な内容につきましては、事項別明細書で御説明を申し上げます。

22ページと23ページをお開きください。

なお、説明に当たりましては、今回提案する補正内容がかなりボリュームが多いものでございますので、冒頭に申し上げました決算見込みに基づく精算に基づくものにつきましては、その理由のみの簡単な御説明とさせていただきますので、御了承のほどお願いを申し上げます。

それでは、議会費でございます。議員の報酬・活動に要する経費について、費用弁償など216万4,000円を減額するものでございます。こちらについては、特別委員会の視察の中止によって生じる不用となる予算を減額するものでございます。

24ページ，25ページをお開きください。

総務費，総務管理費，一般管理費でございます。地域公共交通に要する経費について，地域公共交通活性化事業補助金120万円を減額するものでございます。補助金の交付先でございます地域公共交通活性化協議会が実施を予定していた調査事業について，内容を見直し，翌年度に実施をするということとしたため，不用となる予算を減額するものでございます。

続いて，総務費，総務管理費の財産管理費でございます。ふるさと納税制度によって受けたふるさと応援寄附金を返礼品に係る経費に充当する，いわゆる財源変更を行うものでございます。

その次の企画費でございます。企画調査に要する経費について，調査分析委託料301万3,000円を減額するものでございます。こちらにつきましては，実施をいたしました竹原市住みよさ満足度アンケート及び高校生の定住志向に関するアンケート調査について，入札によって減となったことなどから不用となる予算を減額するものでございます。

続きまして，コミュニティ振興費でございます。住民協働支援事業に要する経費について，自治サポート助成金250万円を減額するものでございます。こちらにつきましては，自治総合センターの助成金，いわゆる宝くじ助成金と呼んでいるものでございますが，それを活用した住民自治組織の活動に対する補助金につきまして，3件の申請案件のうち1件が不採択となったということで，不用となる予算を減額するものでございます。

続いて，基金管理費でございます。基金管理に要する経費について，地域振興基金積立金4,200万円を追加計上するものでございます。こちらについては，今年度中に見込まれるふるさと応援寄附金と広島県市町村振興基金からの配分金の一部を地域振興基金に積み立てるため，必要な予算を計上するものでございます。

続いて，電算管理費でございます。電算機器管理に要する経費について，システム整備委託料233万3,000円を減額するものでございます。社会保障・税番号制度に係るシステム整備委託料について業務委託するに当たり，当初想定していた仕様を精査したことに伴い，予算計上額より安価に契約ができたということで，不用となる予算を減額するものでございます。

続いて，26ページ，27ページをお開きください。

民生費，社会福祉費，社会福祉総務費です。国民健康保険事業に要する経費について，国保会計財政安定化支援事業繰出金など195万2,000円を減額し，臨時福祉給付金

に要する経費について、臨時福祉給付金など568万6,000円を減額するものでございます。

まず、国民健康保険特別会計に対する繰出金につきましては、決算見込みに基づき、過不足となる額を調整するものでございます。臨時福祉給付金につきましては、決算見込みに基づき、不用となる予算を減額するものでございます。

続いて、障害者福祉費でございますが、自立支援給付に要する経費について、障害福祉サービス給付費など2,792万1,000円を減額し、また重度障害者医療費助成に要する経費について、重度障害者医療費891万8,000円を減額し、また特別障害者手当等の支給に要する経費について、特別障害者手当等給付費186万3,000円を減額するものでございます。いずれにおきましても、決算見込みに基づき、不用となる予算を減額するものでございます。

続いて、民生費の老人福祉費でございます。高齢者援護に要する経費について、市外施設措置費252万円を減額するものでございます。市外の養護老人ホームへの入所者に対する措置費でございますが、こちらも決算見込みに基づき、不用となる予算を減額するものでございます。

続きまして、後期高齢者医療費でございます。後期高齢者医療に要する経費について、保険基盤安定繰出金など2,336万円の減額を行うものでございます。後期高齢者医療制度の被保険者に係る医療費に対する市の負担額及び後期高齢者医療特別会計への保険基盤安定繰出金について、いずれも広域連合からの通知に基づき、不用となる額を減額するものでございます。

続いて、28ページ、29ページをお開きください。

民生費、児童福祉費、保育所費でございます。保育事業に要する経費について、代替保育士賃金など1,636万2,000円を減額するものでございます。代替保育士賃金については、臨時職員ではなく再任用職員を配置したことや、障害加配代替保育士の配置が必要なくなったことで、不用となる予算を減額するものでございます。広域入所委託料につきましては、決算見込みに基づき、不用となる予算を減額するものでございます。

続いて、児童福祉施設費でございます。認定こども園等に要する経費について、施設型給付費など4,189万1,000円を追加計上するものでございます。一時預かり事業補助金につきましては、当初、市内の私立の認定こども園など6カ所で実施をする見込みでございましたが、4カ所での実施となり、予算に不用額が生じるということで減額を行

うものでございます。

施設型給付費については、決算見込みに基づき、不足となる予算を追加するものでございます。

続いて、母子福祉費でございます。母子父子家庭援護に要する経費について、施設入所措置費398万9,000円を減額し、児童扶養手当支給に要する経費について、児童扶養手当104万1,000円を減額するものでございます。いずれにおきましても、決算見込みに基づき、不用となる予算を減額するものでございます。

続いて、児童手当費でございます。児童手当支給に要する経費について、児童手当1,774万円を減額するものです。児童手当につきまして、決算見込みに基づき、不用となる予算を減額するものでございます。

30ページ、31ページをお開きください。

民生費の生活保護費、生活保護総務費でございます。生活保護事務に要する経費について、国・県支出金返還金63万8,000円を追加計上するものでございます。こちらについては、生活保護受給者が入所をいたしました救護施設に対して支弁した事務費について、算定誤りによる過払い額を返還させることに伴い、その財源として交付を受けていた国・県支出金の返還を行う必要が生じたということで、必要となる予算を新規計上するものでございます。

続いて、扶助費でございます。生活保護各扶助に要する経費について、生活保護費3,500万円を減額するものでございます。生活保護費につきましては、決算見込みに基づき、不用となる予算を減額するものでございます。あわせて、ここでは概算で交付される国庫支出金の負担額が必要額に満たない額で交付決定されたため、一旦、一般財源に財源を振替をしております。これにつきましては、来年度には精算されて追加交付を受ける予定となっているものでございます。

32ページ、33ページをお開きください。

衛生費、保健衛生費、環境衛生費でございます。合併処理浄化槽普及に要する経費について、合併処理浄化槽設置整備事業補助金555万6,000円を減額し、また地球温暖化対策に要する経費について、施設整備工事費など1,844万円を減額するものでございます。合併処理浄化槽設置整備事業補助金につきましては、決算見込みに基づき、不用となる予算を減額するものでございます。施設整備工事費等につきましては、竹原西公民館及び竹原市体育館への太陽光発電システム工事費でございますが、入札により減となっ

たことから、不用となる予算を減額するものでございます。

続きまして、34ページ、35ページでございます。

衛生費、清掃費の塵芥処理費でございます。広島中央環境衛生組合に要する経費について、広島中央環境衛生組合負担金2,619万3,000円を減額するものでございます。こちらにつきましては、中央環境衛生組合が実施する新施設整備に係る土地造成工事について、入札により減となったことなどから、不用となる負担金の予算を減額するというものでございます。

続いて、36ページ、37ページをお開きください。

農林水産業費、農業費、農業振興費でございます。農業振興対策に要する経費について、施設整備工事費など1億9,602万6,000円を計上するものでございます。こちらにつきましては、忠海東小学校のグラウンドの南側に隣接をしております敷地において、6次産業化を推進し、観光消費額を向上させるための特産品加工と研修交流機能を有する施設の整備を行うため、関係する経費を新規計上するものでございます。施設の概要につきましては、農水産物の1次的加工や通年における流通を可能とする冷凍加工を行える施設でございますが、研修交流体験ができる機能もあわせ持たせる予定としております。財源につきましては、国庫支出金であります地方創生拠点整備交付金を約2分の1、残りを補正予算債と一般財源を充てるものとしております。

続きまして、農地費でございます。ほ場整備事業に要する経費について、施設整備工事費など653万6,000円を減額するものでございます。こちらにつきましては、中田万里地区圃場整備事業の施設整備工事費でございますが、入札により減となったことから、不用となる予算を減額するものでございます。あわせて、補助対象となることを見込んでいた事務費について、補助対象とならなかったことから必要最低限の事務費を執行することとして、不用となる予算を減額するものでございます。

続いて、38ページ、39ページでございます。

農林水産業費、水産業費の水産業振興費でございます。これにつきましては、漁業基盤改良事業補助金について、当初、起債充当事業として予算計上しておりましたが、起債の対象とならなかったということで、一般財源に財源変更を行うものでございます。

次の漁港建設費でございます。漁港整備に要する経費について、施設整備工事費など3,885万2,000円を減額するものでございます。こちらにつきましては、吉名漁港防潮扉の施設整備工事費について、特定財源でございます国庫支出金の減額交付決定に

より事業量の調整を行ったことから、不用となる関係予算を減額するものでございます。

続きまして、40ページ、41ページをごらんください。

商工費、商工業振興費です。商工業振興対策に要する経費について、まちなか賑わい創出事業補助金など1,500万円を減額するものでございます。こちらにつきましては、6月定例会において補正予算計上をいたしました観光客の消費喚起を促す取組などを盛り込んだ観光振興による賑わい創出事業について、その財源となる地方創生加速化交付金が満額の交付決定とならなかったということで、不採択の対象となった事業の実施を中止することとし、不用となる関係予算を減額するものでございます。

続いて、42ページ、43ページをごらんください。

土木費、道路橋梁費、道路維持費でございます。道路維持補修に要する経費について、維持補修工事費975万円を減額するものでございます。市道の維持補修工事費については、特定財源であります国庫支出金の減額交付によって事業量の調整等を行ったことから、不用となる予算を減額するものでございます。

なお、この予算の対象の一つであります向島3号線の維持補修につきましては、事業実施の必要性が高いということで、国庫支出金を起債に振り替え、財源変更を行っております。

続いて、土木費、道路橋梁費の道路新設改良費でございます。道路整備に要する経費について、用地取得費など5,960万円を減額し、県営道路整備事業に要する経費について、県営道路整備事業負担金492万円を減額するものでございます。こちらにつきましては、道路整備に要する経費においては、市道忠海中学校線と宮床線の整備に関するものでございます。特定財源である国庫支出金の減額交付決定によって事業量の調整を行ったことから、不用となる関係予算を減額するものでございます。

次の県営道路整備事業負担金につきましては、県営事業でございます県道南方竹原線の再生改良工事及び大仙バイパスの旧道処理工事の進捗状況などに応じ、不用となる予算を減額するものでございます。

続いて、橋梁維持費でございます。橋梁維持改修に要する経費について、維持補修工事費など2,700万円を減額するものでございます。こちらにつきましては、橋梁の維持補修工事費でございますが、特定財源である国庫支出金の減額交付決定によって事業量の調整等を行ったことから、不用となる予算を減額するものでございます。

続いて、44ページ、45ページでございます。

土木費，港湾費，港湾建設費でございます。県営港湾整備事業に要する経費について，県営港湾整備事業負担金 2,535万9,000円を減額するものでございます。県営港湾整備事業負担金につきましては，県営事業である忠海港に関する整備事業の進捗状況などに応じ，不用となる予算を減額するものでございます。

46，47ページをごらんください。

都市計画総務費でございます。住環境整備に要する経費について，空家等対策計画策定業務委託料 373万2,000円を減額するものでございます。計画策定業務委託料につきましては入札により減となったことから，不用となる予算を減額するものでございます。

次の公園管理費でございます。都市公園整備に要する経費について，施設整備工事費 7,170万円を減額するものでございます。こちらにつきましては，公園の整備工事費でございますが，特定財源である国庫支出金の減額交付決定により事業量の調整等を行ったことから，不用となる予算を減額するものでございます。

次の街路事業費でございます。県営街路整備事業に要する経費について，県営道路改良事業負担金 113万6,000円を追加計上するものでございます。県営道路改良事業負担金につきましては，県営事業であります忠海中央線の進捗状況に応じ，必要となる予算を計上するものでございます。

続きまして，土地区画整理事業費でございます。新開土地区画整理事業に要する経費について，土地区画整理事業，これは主に工事請負費でございますが，1億7,700万円を減額するものでございます。新開土地区画整理事業において，特定財源である国庫支出金等の減額交付決定により事業量の調整を行ったことから，不用となる予算を減額するものでございます。

続いて，公共下水道事業費でございます。公共下水道事業に要する経費について，公共下水道事業特別会計繰出金 239万4,000円を追加計上するものでございます。こちらにつきましては，公共下水道事業特別会計において，雨水関係事業に対する特定財源である国庫支出金の減額交付，また受益者負担金の減などによって歳入不足となるということで，収支の均衡を図るため，必要となる予算を追加計上しております。

48ページ，49ページをお願いいたします。

土木費，住宅費，住宅管理費でございます。子育て世帯向け地域優良賃貸住宅管理経費について，入居者数が当初見込みを下回り，住宅使用収入が減額することから，財源変更

を行うものでございます。

続いて、50ページ、51ページをお願いいたします。

土木費、急傾斜地崩壊対策費、急傾斜地崩壊対策費でございます。急傾斜地維持補修に要する経費について、急傾斜地維持補修委託料など170万円を減額するものでございます。広島県からの権限移譲によって実施している急傾斜地維持管理業務でございますが、委託金の範囲内で事業実施するということで、不用となる予算が発生いたしましたので減額をするものでございます。

続いて、52ページ、53ページでございます。

土木費、交通安全対策事業費、交通安全対策事業費でございます。交通安全施設整備に要する経費について、新設改良工事費20万円を減額するものでございます。こちらは、市道北崎3号線の改良工事費について、入札によって減となったことから、不用となる予算を減額するものでございます。あわせて、特定財源である国庫支出金等の減額交付決定によって、一般財源に振り替えを行っております。

続きまして、54ページ、55ページをお願いいたします。

消防費、消防費、常備消防費でございます。常備消防に要する経費について、常備消防委託料1,400万6,000円の追加計上を行うものでございます。こちらにつきましては、常備消防委託業務等において、人勧等に伴い人件費が増加したことから、必要となる予算を追加計上するものでございます。

続きまして、56ページ、57ページをお願いいたします。

教育費、教育総務費、小中一貫校整備費でございます。小中一貫校施設整備に要する経費について、施設整備工事費1,636万円を追加計上するものでございます。こちらにつきましては、当初見込んでいた今年度分の国からの特定財源につきまして、次年度分が前倒しして交付されるということとなったことから財源変更を行うとともに、交付対象となる事業費を追加計上して全体事業費も調整を図るものでございます。

続きまして、58ページ、59ページをお願いいたします。

教育費、小学校費、学校管理費でございます。施設整備に要する経費について、施設整備工事費など548万6,000円を減額するものでございます。竹原小学校及び荘野小学校校舎の非構造部材耐震化に係る施設整備工事費において、入札により減となったことから、不用となる予算を減額するものでございます。

続いて、60ページ、61ページをお願いいたします。

教育費の中学校費、学校管理費でございます。施設整備に要する経費について、施設整備工事費などの271万円を減額するものでございます。こちらについては、竹原中学校の校舎及び忠海中学校と賀茂川中学校の柔剣道場の非構造部材耐震化に係る施設整備工事費でございますが、入札により減となったということで、不用となる予算を減額するものでございます。

62ページ、63ページをお願いいたします。

教育費、社会教育費、文化財保護費でございます。文化財保存事業に要する経費について、町並み管理助成金200万円を減額するものでございます。町並み管理助成金につきましては、シロアリ対策に対する補助金でございますが、決算見込みに基づき、不用となる予算を減額するものでございます。

続いて、文化振興費でございます。文化振興に関する経費について、竹原芸術イベント補助金373万円を減額するものでございます。竹原芸術イベント補助金につきましては、事業が終了し精算を行った結果、不用となる予算を減額するものでございます。

続いて、64ページ、65ページをお開きください。

教育費、保健体育費、学校給食費でございます。学校給食運営に要する経費について、臨時職員賃金191万2,000円を減額するものでございます。こちらにつきましては、給食センターにおける事務職員の配置状況に応じまして、不用が生じた予算を減額するものでございます。

続きまして、66ページ、67ページをお願いします。

災害復旧費、公共土木施設災害復旧費、公共土木施設災害復旧費でございます。公共土木施設災害復旧に要する経費について、測量設計委託料128万9,000円を減額するものでございます。災害復旧工事に係る測量設計委託料について、入札により減となったということで、不用となる予算を減額するものでございます。

続いて、68ページ、69ページをお願いいたします。

公債費でございます。公債費、元金でございます。地方債償還に要する経費について、地方債償還元金985万5,000円を減額するものでございます。地方債償還元金におきましては、臨時財政対策債の償還額が減少したことにより、不用となる予算を減額するものでございます。

続いて、利子でございます。地方債償還に要する経費について、地方債償還利子など1,539万2,000円を減額するものでございます。地方債償還利子につきましては

は、借り入れ時の利率が見込みを下回ったことにより、また一時借入金利子につきましては決算見込みに基づき、不用となる予算を減額するものでございます。

以上が歳出予算案の内容でございます。

続きまして、歳入予算の御説明を申し上げますので、12ページ、13ページをお開きください。

まず、市税の状況でございますが、法人市民税につきましては一部企業の業績が見込みを上回ったことにより9,446万円を、軽自動車税につきましては税率の改正により784万1,000円をそれぞれ追加し、合わせて1億230万1,000円を追加計上しております。利子割交付金から自動車取得税交付金までの歳入におきましては、広島県からの通知に基づき、それぞれ追加または減額の調整を行っております。分担金及び負担金におきましては、歳出予算の補正に合わせ減額をしております。

14ページ、15ページをお願いいたします。

使用料及び手数料におきましては、子育て世帯向け地域優良賃貸住宅の入居者が当初見込みより減少したことから1,506万5,000円を減額をしております。国庫支出金から18ページ、19ページの中段までの県支出金におきましては、歳出予算の補正に合わせて、それぞれ追加または減額をしております。

18ページ、19ページの財産収入におきましては、公益財団法人広島産業振興機構が行う債務保証基金事業が廃止されたことにより、当該団体に出資した出捐金とその運用益を合わせました有価証券等売却収入302万6,000円を追加計上しております。寄附金におきましては、ふるさと応援寄附金が当初の見込みから増加したため3,250万円を追加し、教育費寄附金につきましては、事業の決算見込みにより減額をしております。

続きまして、20ページ、21ページをお願いいたします。

繰入金におきましては、貸付資金特別会計からの繰入金を計上するとともに、収支の均衡を図るため、財政調整基金などを6,546万2,000円減額をしております。

諸収入におきましては、歳出予算の補正に合わせ、296万2,000円の追加計上をしております。

市債におきましては、臨時財政対策債を減額し、その他につきましては、歳出予算の補正に合わせてそれぞれ追加または減額をしております。

続きまして、6ページをお開きください。

繰越明許費について御説明を申し上げます。

総務費におきましては、個人番号カード交付事業について、個人番号通知カード等関連事務の委託先であります地方公共団体情報システム機構が事務手続に不測の日数を要しているということで、繰り越しを行うものでございます。

農林水産業費におきましては、農地基本台帳システム導入事業について、全国農業会議所が行うシステム整備の業務規模や内容等の調整に不測の日数を要したため、繰り越しのものです。また、特産品加工・交流施設整備事業につきましては、国の地方創生拠点整備交付金を活用して事業を実施することとしておりますが、年度内に完了することが困難なため、繰り越しのものです。

土木費におきましては、県営道路改良事業及び県営急傾斜地崩壊対策事業について、広島県が事業費を繰り越したことに伴いまして、その負担金について繰り越しを行うものでございます。また、新開土地区画整理事業につきましては、建物移転補償に伴う関係者との交渉等に不測の日数を要したため、繰り越しを行うものでございます。

消防費におきましては、告知放送設備整備事業について、たけはら海の駅に設置する監視カメラ用の光ケーブル引き込み工事に伴う関係者との協議に不測の日数を要したため、繰り越しを行うものでございます。

教育費におきましては、吉名中学校小中一貫校施設整備事業について、2カ年の債務負担行為により事業を実施することとしておりましたが、国庫支出金の一部が年度ごとによる交付決定となったということで、繰り越しを行うものでございます。また、伝統的建造物群保存事業について、改修設計に基づき事業着手をいたしました。建築物の基礎工事等の工法を見直す必要があることから年度内に完了することが困難なため、繰り越しを行うものでございます。

次に、7ページをごらんください。

地方債の補正についてでございます。

歳入予算の市債の補正に合わせまして、それぞれ地方債の追加及び変更を行うものでございます。

以上が一般会計補正予算案の説明でございます。

続きまして、貸付資金特別会計の内容を御説明を申し上げます。

補正予算書の89ページをお開きください。

補正予算案の概要につきましては、決算見込みに基づく精算を行うものが主な内容となっております。歳入歳出予算の総額にそれぞれ220万円を追加し、総額を1,180万

円とするものでございます。

まずは、歳出予算について御説明を申し上げます。

98ページ、99ページをお願いいたします。

貸付金の事務費についてでございます。一般事務に要する経費として一般会計繰出金434万円の追加計上を行うものでございますが、これにつきましては、最終的な収支の均衡を図るため、計上をしているものでございます。

続きまして、奨学資金貸付金及びその次の就学支度金貸付金につきましては、貸付金に要する経費として204万円と10万円をそれぞれ減額を行っておりますが、これにつきましては、決算見込みに基づき、不用となる予算を減額するものでございます。

次に、歳入でございますが、96ページ、97ページをお願いいたします。

諸収入でございますが、奨学資金貸付金及び就学支度金貸付金の償還金について、決算見込みに基づき、合計で220万円を追加計上をしております。

以上が貸付資金特別会計の補正予算案の内容でございます。よろしくをお願いいたします。

委員長（山元経穂君） ありがとうございます。

議事の都合により、11時18分まで暫時休憩いたします。

午前11時09分 休憩

午前11時16分 再開

委員長（山元経穂君） それでは、休憩を解いて委員会を再開いたします。

それでは、議案第24号と議案第26号に対する質疑をお願いいたします。

質疑の際は、ページ番号を明示した上でお願いいたします。

なお、民生都市建設委員会の分野においては深入りをしないように質疑をお願いいたします。

それでは、質疑をよろしくをお願いいたします。

川本委員。

委員（川本 円君） ごめんなさい。突然ページ数を言われてどぎまぎしているのですけども。

委員長（山元経穂君） ページ数を言わないと理事者も探さないといかないので。済みません。

委員（川本 円君） 農林水産業費のことについて、ちょっとお伺いしたいと思います。

今回の6次産業化を推進する意味で、特産物の加工と……。

委員長（山元経穂君） 36ページです。

委員（川本 円君） 36, 37ページですね。それと、特産物の加工と、このたび忠海における研修交流機能を有する施設の整備、金額的には結構、1億9,600万円というふうな金額を追加されているようでございますが、この中身、どういうものを、例えば今までやってきたものややっていくのか、それとも新たに特産物を開発してやっているのかというのをまず1点と、それとあと研修交流機能を有するということは、当然ながら研修、特に外部から入ってくる人に向けての研修なのか、それとも竹原市内における研修を目的とするものなのか、まずこの2点を先にお聞きしたいと思います。お願いします。

委員長（山元経穂君） 産業振興課長。

産業振興課長（桶本哲也君） 産業振興課の方からお答えをさせていただきます。

まず、この施設整備でございますけども、これは地方創生の拠点整備交付金、補助率は2分の1でございますが、これを活用しまして、委員さんおっしゃられるような6次産業化を推進する拠点施設を整備するというものでございます。

市内には、皆様御存じのように、農林水産物については非常にポテンシャルの高い農林水産資源がございます。ただ、生産者の高齢化ですとか担い手が不足しているというようなことから、近年生産量は低迷を続けているというような状況でございます。こういった農林水産物の生産性を高め、ブランド化を図ることによって、そういった1次産業者の所得向上につなげていきたいというようなことが狙いの一つでございます。

そういった課題も多くあるという状況でございます。このたび、こうした施設整備を行うことによりまして、本市の農林水産物を活用した宿泊ですとか、飲食などの観光産業における食への需要拡大を図ることですとか、先ほどございましたような体験型の、観光拠点の機能も備えたこういう農林水産物の加工施設、これの整備を行いまして、生産から加工、販売まで総合的にマネジメントできるような、持続可能な組織づくりもあわせて行いながら地域経済、地域内の経済の循環による新たな仕事や人の流れを生み出すということを考えているものでございます。

それで、中身としましては、農林水産物のカットですとかパック詰めなどの1次加工のほか、新たな急速冷凍技術を導入をいたしまして、より新鮮でおいしく食べられる低温流通用の冷凍ですとか冷蔵加工施設もあわせて整備して、本市の農林水産物の高付加価値化を図るとともに、一年を通して安定供給できる仕組みを構築したいというふうに思ってお

ります。

それで、新たに特産品を開発するののかということですが、これまでも一定にはそういったような特産品の開発というのを行ってきたわけですが、やはり市内にこうした加工の施設がないというようなことで、なかなか6次産業化が進んでいないという状況でございまして、新たな特産品としましては、ジャガイモですとかタケノコ、また魚介類等様々あると思いますが、新たにそういった特産品も開発しながら、加工所の運営というのは行っていきたいという考えでございまして、よろしく申し上げます。

委員長（山元経穂君） 研修についての答弁が。

産業振興課長（桶本哲也君） 済みません。それから、研修交流体験施設もあわせて、これ併設をするということにいたしております。そういった、先ほど申し上げました新たな特産品を開発をした、例えばそういった特産品の発表会ですとか、試食会ですとか、そういったようなものですか、それとか、そうしたその特産品を市民の方に実際につくっていただくような体験教室ですとか、そういったものもあわせてこの施設内で行っていきたくて、調理ができるような設備を備えていきたいというような考えでございまして。

委員長（山元経穂君） 川本委員。

委員（川本 円君） 中の、詳しい中身については余り聞くとあれなのでしょうけども、もう一点だけ聞きたいのですけども、その施設をつくることによって、今度は雇用が発生するかと思われまうけども、そこらあたりの雇用の、何人雇用とか今具体的な数字は出てこないと思われまうけど、そういった経済効果も期待してもよろしいものなのでしょうか、それをお伺いします。

委員長（山元経穂君） 企画政策課長。

企画政策課長（松崎博幸君） この制度につきましては、地方創生という部分がございまして。地方創生の基本的な考え方をまず説明をしますと、まず人を呼ぶ、また地域に仕事をつくる、ここが大前提となってきます。これまでの地方創生の制度につきましては、基本的にはソフト事業しか認められておりませんでした。今回の制度につきましては、その整備、施設の整備について対象が拡大になっております。今、委員から御指摘がございましたが、この整備交付金を活用してその事業を進めていくのであれば、雇用の部分についても当然期待がなされるような形で条件というふうになっております。ただ、一定に何人生まなければならないとか、こういったものではございません。ですので、雇用の部分につきましても、この整備が進んでいけば、その可能性という部分については十分期待してい

いものかと思えます。

以上です。

委員長（山元経穂君） 川本委員。

委員（川本 円君） ありがとうございます。

続いて、ごめんなさい、ページ数がまたわからないようになったのですが、子育て世帯向け地域優良賃貸住宅、今回の当初見込みから減少したことによって1,500万円ほど減額計上されておられますが、まずお聞きしたいのはこの1,500万円の内訳といたしますか、どれくらい見込んでいたことから減少したことによってこういうふうな数字が出されたのか、その数値的な根拠をちょっとお伺いしたいと思います。49ページ。

委員長（山元経穂君） 財政課長。

財政課長（沖本 太君） 14ページ、15ページですか、歳入の部分と思われまして。住宅使用料ですね。

こちらについては、まず平成28年度の当初予算におきましては、全体戸数27戸に対して、全部が埋まることを見込んで使用料を2,049万2,000円、そういった計上をしておりました。それに対しまして、現時点での入居戸数が13戸ということ踏まえて、現在、見学会や入居相談の状況もございまして、また今年、これまでやってきた入居状況から、今後、年度末までの入居見込み世帯数を3戸見込みまして、合計で3月末時点で16戸ということで試算をし、決算見込み額を出したら542万7,000円となるということで、当初予算の2,049万2,000円と決算見込みである542万7,000円の差額ということで、1,506万5,000円の減額を計上しているというものでございます。

委員長（山元経穂君） 川本委員。

委員（川本 円君） 今のお話ですと、今現時点では13戸埋まっていると。これから3月末日に向けて3つぐらい埋まるであろうと予測されているという。単純に考えて、今実際の実数では計算されていないということですね。見込みを月1戸ないし2戸ぐらい増えていくというのを前提で考えてこの数字が出たというふうに解釈してよろしい。

それはわかったのですが、では3月末日、余り考えたくないのですが、もしその3つが埋まらなかった場合の取り扱いというのは、この場合どういうふうになるのですか。

委員長（山元経穂君） 財政課長。

財政課長（沖本 太君） 言葉としては、歳入欠陥という形にはなるわけなのでございますが、そこについては一般財源で穴埋めをするというような形になると思います。それは決算の時に、一般財源をあてがって決算をするという形になります。

委員（川本 円君） はい、わかりました。

委員長（山元経穂君） その他ございませんか。

協本委員。

委員（脇本茂紀君） まず、さっきの特産品加工と研修交流機能を有する施設を整備すると、先ほどの説明では、忠海東小学校の南側というふうな御答弁がありました。そのちょっと具体的な内容というか、中身を、どういう計画なのか。

委員長（山元経穂君） 場所と中身ですか。場所が大体どこら辺かということと。

委員（脇本茂紀君） さっきそういう説明があったので、やっぱり初めて聞くことですのでどのような計画なのか。

委員長（山元経穂君） 産業振興課長。

産業振興課長（桶本哲也君） 建設予定場所ということでございますが、先ほど財政課長の方から御説明がございましたように、もとの忠海東小学校の南側、埋立地がございましてそちらの敷地、その敷地の一部へ建物を建設をするという予定で今準備を進めているところでございます。

委員長（山元経穂君） 脇本委員。

委員（脇本茂紀君） 具体的な話はもっと具体的な時に聞く方がいいと思うのだけど、1つは忠海東小学校の南側の一定の敷地は、多分学校用地としてもともと埋め立てた時に確保しているのではないかと。そこにかからずに、さらにその沖ということになるのか、それとも今までの学校用地として予定していたところになるのか、そこらは、詳しいことは後でもいいのですけども、基本的にこれは、だから忠海東小学校南側の埋立地の一部ということですね。それは多分、最も南側というふうに理解しておけばいいということなのか。

委員長（山元経穂君） 企画振興部長。

企画振興部長（中川隆二君） 今、県の方が埋め立てをしたいいわゆる二窓漁港地先と呼ばれている部分ですけども、実際には、現場は御承知のとおり、もうある程度の道路がつくられておまして、我々が予定をしている場所につきましては、元忠海東小学校に隣接する側の土地を予定を今しているということで、大体の敷地面積で申しますと1,400平

米程度、建物の延べ床面積で申し上げますと570平米程度を予定している。今現在、取りつけ道路と申しますか、道路に隣接する形で整備をしたいというふうに思っております。

それから、先ほどの御説明で少し説明が漏れておりましたけども、実際の整備事業費は1億9,800万円でございます。6次産業化の地産地消協議会負担金の減額がございますので、少し半端な数字が出ておりますけども、実際に国への申請、また交付決定の部分については、全体事業費としては1億9,800万円を申請をしている状況。それで、先ほど課長の方から御説明しましたように、主には農林水産の加工所として活用はするのだけれども、その加工所だけでなく、やはり地域のコミュニティーということも考えながら、交流研修施設もあわせ持たせるということで現在計画をしている。

当然、形態としては物販、加工して売るといった行為は伴いますので、我々としては今、公設民営方式というのが望ましいのではないかとということで、今現在、竹原市の6次産業化推進協議会というのを市内の関係企業も含めて設立をしております。そこでいろいろ今、加工も含めたビジネスモデルの検討をしておりますので、そういったところを母体に将来の法人格の組織を目指すという中で、先ほど雇用の話も出ましたけども、一定には3から5名程度の、段階的に人数は増やす見込みを立てながら、年間の販売目標額を3,500万円以上を目指すというような計画で今、国に申請をさせていただいているという状況でございます。

以上です。

委員長（山元経穂君） 脇本委員。

委員（脇本茂紀君） 今の話だと、6次産業化という事業の一つとしてやられると。当然、その一番課題になるのは、公設民営にしろ、その運営主体をどうつくるかというのが大変重要な課題にされているのですね。あとは、やはり地元とのいろんな協議というか、そういうことも大変重要なことになると思うので、しっかりそういう協議を進めてやっていただきたいというふうに思います。

委員長（山元経穂君） よろしいですか。

委員（脇本茂紀君） この件についてはよろしい。

委員長（山元経穂君） ちょっといいですか、ここで。

済みません。もし、位置図をペーパーにできればまた入れておいていただければ、ポストで構わないのでお願いいたします。

続けてどうぞ。

委員（脇本茂紀君） それであと、1つはこれでいった方が、補正予算の大要説明のページ15のところの総務費のところですけども、まず地域公共交通に要する経費として、翌年度において実施するため、120万円が減額されたというふうに書かれています。それから、住民協働支援事業に要する経費として、特定財源の減額交付により自治サポート助成金250万円を減額したというふうにあります。それから、ふるさと応援寄附金及び広島県市町振興基金からの配分金の一部を基金に積み立てるため、4,200万円を地域振興基金に積み立てたというふうに総務費のところを書いてありますけども、特に地域公共交通活性化事業の補助金というものの使い方というか、使い道が実際どういうことで使えないから来年度にやるかというところの具体的な中身を一つお知らせ願いたいです。

もう一つは、自治サポート助成金の250万円の減額も一体どういった事業が具体的にやれなくなったのか、そこを御説明をしていただきたいと思います。

それから、ふるさと応援寄附金及び広島県市町振興基金からの配分金を地域振興基金に積み立てたという、その中身をもう少し具体的にお聞かせ願いたい。

委員長（山元経穂君） 企画政策課長。

企画政策課長（松崎博幸君） 地域公共交通活性化事業費補助金の減額につきまして御説明をいたします。

この、まず補助金の全体のものにつきましては、竹原市地域公共交通活性化協議会の事業費となっております。その活性化協議会の中で、例えばアンケート調査であるとか、乗降調査であるとか、こういうものを想定をしておりましたが、活性化協議会の部分につきまして開催をするということができなかつたと、また新たに再出発というような形をとらせていただきまして、来年度に竹原市の地域公共交通の全般に関する調査をしたいというふうに思っております。減額の部分につきましては、120万円の減額となっておりますが、来年度の当初予算におきましては一定の調査費を少し多額に積みせていただいております。金額ベースでいきますと、おおむね900万円程度になろうかと思っております。

以上です。

委員長（山元経穂君） 財政課長。

財政課長（沖本 太君） 住民協働支援事業の減額のことをございですが、これについてはこのたび3件申請をいたしました。その申請内容については、ちょっと申しわけないのですが、内容についてはこのたび説明を申し上げられないのですが、田万里の協働のまち

づくり協議会と荘野の協働のまちづくりの協議会、それと仁賀の協働のまちづくり協議会という3カ所から申請を受けて、それを市を通じて交付していただく団体へ申請を出したということで、通常、毎年この財源の活用については、2件申請して大体2件が採択されるというようなことだったのですが、このたびは3件を申請したら、やっぱり件数の関係で1件不採択になったと、そのように聞いています。不採択になっているのは、今回の仁賀の協働のまちづくり協議会が不採択になったということでございます。これについては、なぜ不採択になったのかという理由については、基本的に市から申請を出す際に、優先順位をつけて申請を出すというような形になっていて、優先順位の高いところから採択をされたというようなこととなっていると、そのように聞いています。

それと、続いてふるさと応援寄附金と市町振興交付金だったかな、地域振興基金への積み立てでございますが、ふるさと応援寄附金については、年間3,700万円程度寄附が寄せられると、そういったことを見込みまして、現在、予算計上している部分との差額部分をこのたび計上したということとなっております。

それと、県の交付金でございますが、これが、県の方で造成していた公営ギャンブルからの、福山市、広島市、廿日市市、大竹市、それぞれ福山競馬、広島競輪、宮島競艇を所管している自治体から寄せられた収益金をもとに造成していた基金を、その基金を廃止するというので、関係するその4市だけでなく、広島県内全体の23市町に配分を行われるということでこのたび配分が、28年度当初予算にも配分予算を組んではいたのですが、これまで補正予算の中で若干調整が必要となったということで、今回計上させていただいて、県からおりてくるものを全て、財源で活用する部分も、もちろん事業に充当して活用する部分もあるのですが、今年度活用を図らない部分については地域振興基金に積み立てを行うというような形で、このたび予算計上しているというものでございます。

委員長（山元経穂君） 脇本委員。

委員（脇本茂紀君） 後のところで出てきますふるさと応援寄附金が3,250万円、今回の補正で計上されていますよね。今、そのふるさと応援寄附金及び広島縣市町振興基金というのは、その要するに差額を合体してここに入れたということですね。そういうことですね。はい、わかりました。

もう一つは、地域公共交通活性化協議会か、ここのある意味充実というのが非常に課題なのではないかと。今までもたびたび申し上げていることですがけれども、利用者の声というのが余り伝わらない。事業者の方の声は大きい。そういう意味では、事業者との利用者

をもっとしっかりマッチングさせるような会の構成にしないと、ずっとこの形で行くのではないかと。とりわけ、いろんな規制緩和というふうな流れの中で、結局事業者の方が、サービスの向上ということに対して、やっぱりある意味非常に不十分だし、もっと言えば実態の把握が物すごく不十分だと思うのです。バスの走らせ方もそうだし、バスの乗らせ方もそうだけど、そこらも含めてしっかり協議ができるような審議会といいますか、協議会といいますか、そういうものを構成しないと、何か毎年こんな感じで、お金余りましたという形になるのだけど、もっと利用者の代表だとか、あるいは例えば病院とか、実際にこの公共交通の重要な利用者になる団体とか、そういう人たちをもっと入れて協議をしていくことが、もうこれ歴年そういう課題があるのだけど、必要なのではないかという気がいたします。

そういう意味で、来年度そういうふうな協議会をさらに強化するというのであれば、是非この協議会に加わる方々をもっと拡大して、とりわけ公共の福祉に携わっている方々を多く入れることによって利用拡大を図っていくというふうなことが必要だと思いますが、その点のお考えを。

委員長（山元経穂君） 企画政策課長。

企画政策課長（松崎博幸君） 今、脇本委員に御指摘いただいたとおりであります。なかなか活発な議論ができないという部分については、我々としてもジレンマといいますか、課題を抱えているというふうに認識をしております。

そういう中で来年4月から、まずやはり学識経験者といたしまして、広島大学の公共交通に詳しい教授に御参画をいただくというふうに考えております。また、利用者ニーズの部分につきましては、利用者の方がどういうふうに思っているのかと、様々なアンケートをとっていく中でそこを把握をしていきたい。また、事業者の部分につきましては、実際、車であるとかバスであるとか、またタクシーも含めまして、どうなっているのかというのが我々自身も把握ができていないというふうに思っております。今回、減額をさせていただきました金額は、120万円という金額ではありますが、当初予算につきまして少し額を増額をさせていただきましたので、そのあたりは充実をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

委員長（山元経穂君） よろしいですか。

その他ございませんか。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（山元経穂君） では、議案第24号と議案第26号の審議はここまでにいたしたいと思います。

引き続き、議案審査を行います。

議案第15号竹原市総合計画策定条例案を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

企画政策課長。

企画政策課長（松崎博幸君） 議案参考資料につきましては15ページ、そしてお手元に総合計画策定条例の策定についてというペーパーを御用意させていただいております。よろしいでしょうか。

それでは、この別紙に取りまとめました総合計画策定条例の策定についてというペーパーで御説明をさせていただきます。

本案につきましては、平成23年に地方自治法の一部が改正をされました。総合計画の基本部分であります基本構想に係る策定の義務規定が削除されたことから、本市において引き続き次期総合計画を策定するに当たり、その定義を明確にするとともに、策定に関し必要な事項を定めるものであります。

続いて、2の現状及び策定の経緯でございますが、現在、本市の総合計画につきましては、基本構想が10年、平成21年度から平成30年度まで、基本計画が5年、これは前期と後期がございます。その関係を右の図で示しております。

地方自治法は市町村に対しまして、総合計画の基本部分であります基本構想について、議会の議決を経て定めることを義務づけておりましたが、国の地域主権改革による義務づけの廃止により、平成23年5月2日に地方自治法の一部を改正する法律が公布をされ、基本構想の法的な策定義務がなくなっております。策定については、市の独自の判断に委ねられることとなりました。総合計画については、従来から市の総合的かつ計画的な行政運営の指針を示すものでありますから、また市民にまちづくりの長期的な展望を示すものでありますから、法的な策定義務がなくなっても策定をすべきと考えております。その策定に当たりまして、必要な位置づけであるとか事項を定めるものでございます。

3の総合計画の位置づけ、条例で定める主な事項につきましては、総合計画については今後においても法改正以前と同様の位置づけで取り扱いたいと考えております。この考え

に基づき、策定に必要な事項を規定するものであります。

条例により定める主な事項につきましては、総合計画、基本構想、基本計画の定義、竹原市総合計画審議会の設置、また基本構想に係る同審議会への諮問、議決の対象範囲、行政分野の個々の計画に係る総合計画との整合、こういうものを策定するものでございます。

説明は以上となります。

委員長（山元経穂君） それでは、議案第15号に対する質疑をお願いいたします。

井上委員。

委員（井上美津子君） この策定されることに当たり、審議会を設けるということになっておりますけども、この審議会の構成メンバーというのはどのようにお考えなのか、それから策定までの手順というのですか、そういうものを少し教えていただきたいと思えます。

委員長（山元経穂君） 企画政策課長。

企画政策課長（松崎博幸君） まず、審議会の委員につきましては、25名以内で組織をするということとさせていただいております。当然、前回は学識経験者、また地域住民の代表、様々な分野から御参画をいただこうと思っております。そして、策定のスケジュールにつきましては、おおむね2年間、構想と計画と合わせて2年間で策定をしたいというふうに考えております。まだ、どのような形で具体的に進めていくかということについては検討中でありまして、御理解いただきたいと思えます。

以上です。

委員長（山元経穂君） 井上委員。

委員（井上美津子君） この審議会に関しては、やはり前回もやられていると思えますけども、それよりもいいものというのですか、ちょっと私もこういうのは言葉足らずとは思いますが、いいものができるような体制であってほしいかなと思えます。住民の意見とか、それから学識経験者の意見というものは大切なものだと思いますので、それを十分踏まえた上で計画の中に盛り込んでいただきたい。

それから、今、2年のうちで構想と計画を立てるというふうにされておりますけども、住民目線という部分も含めてこういう計画、構想というものは立てていただきたいと思えますけど、そういうことに関してはちょっと教えていただきたい。

委員長（山元経穂君） 企画政策課長。

企画政策課長（松崎博幸君） 今、井上委員に御指摘をいただきました点につきましては、十分踏まえて対応していきたいと考えております。

まず1点目としましては、住民の声をどのような形で聞いていくかというところにあるかと思えます。当然、審議会の中におきましては、住民の各分野の代表の方が入ってこられるというふうに想定をしておりますので、各委員の意見を聞くとともに、またアンケート調査などをしまして、各住民の意見を拾って、その計画や構想の中に反映していきたいというふうに思っております。また、体制の部分につきましては、まだ具体的に検討ができておりません。これにつきましては、今御指摘いただきました趣旨を踏まえて、前へ進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

委員長（山元経穂君） いいですか。

その他。

大川委員。

委員（大川弘雄君） 僕も審議会の部分ですけども、一般質問でも前から言っているんですけども、こういう10年計画、未来に向けた計画をする時には、言い方は悪いですけども、年寄りがつくるのではなくて、高校生を含めた若い人たちも含めて将来のまちづくりというところをやっていかないと、僕らはもういなくなる人間ですから、その人たちがつくってもしょうがないかなという思いがあります。是非、まだ2年あるのでしょうか。そういう若い人たちの意見を取り込みながら、まちづくりをしていきたいという思いが皆さんあるのだと思うし、それが活性化につながります。Uターンにもつながります。是非、その方向を考えていただけませんか。

委員長（山元経穂君） 企画政策課長。

企画政策課長（松崎博幸君） 今、大川委員に御指摘いただきましたことにつきまして御説明申し上げます。

若者の意見をどういうふうに聞き入れていくかというのは、少し我々としても課題意識を持っております。それは、学業を専念されているという部分もありまして、行政のことであるとか社会のことであるとか、なかなかまだ意識的に持っていないという部分は一方で課題としてありますので、どういう形で若い方々にまちづくりに関しての意見が吸い上げられるか、少し研究をしてみたいと思っております。

以上です。

委員長（山元経穂君） いいですか。

その他ございませんか。

道法委員。

委員（道法知江君） 自治法の改正によって、市町村の基本構想のいわゆる策定の義務がなくなったということではあると思います。ほかの市町を見ていると、義務がなくなったので策定をしないというところも出てきております。では、なぜ本市として策定をしようかと、ましてや今までの第5次まで行ってきたことを見直した上でさらに策定をしようかと決められてきた一番の決定打というか、そういったものをもう少し教えていただければなというふうに思います。

それと、今までのことを見直し、反省等を踏まえた上で、どうせつくるので、またさらにつくるのであればもっとよいものを、先ほどから委員の方から言われているように、たくさんの方の若い方の声とか、さらに市民に対してわかりやすい計画であるかどうかということも踏まえた上で、どのように改正をされたけれども、さらに継続して策定をしようということに至ったのか、もう少し詳しく教えていただければなというふうに思います。

委員長（山元経穂君） 企画政策課長。

企画政策課長（松崎博幸君） 道法委員から御指摘をいただきました。

まず、どうしてその義務がなくなったのに、策定をするかという部分につきまして御説明をさせていただきます。

総合計画、基本構想、また基本計画、これにつきましては、将来長期的な展望のもとに、市政のあらゆる分野を対象として、総合的かつ計画的なまちづくりの指針なわけであり、そういう意味でいいますと、全住民に影響を与える方針、言うなれば理事者側の進めていく方向という部分であります。これは住民に大きな影響を与えますので、これをつくらないということであれば、どちらへ向かって行政を進めていくかということがないということに等しいかと思えます。そういう観点で、継続的にこの総合計画、基本構想、基本計画をつくっていくというふうに、我々としては認識をしております。

それと、また御指摘のありましたいいものをどういうふうにつくっていくか、その中で委員から御指摘があったのは、どのような形で総括をし、またどのような形で反省をして、その中に住民からの声をどういうふうに反映をさせていくのかという御指摘だっただろうというふうに思っております。それは本当に御指摘のとおりでありますので、どういう形で総括をし、どういう形で反映をしていくのかという部分については、内部でしっ

かりと検討しまして、またわかりやすいような形で総合計画をつくってまいりたいというふうを考えております。

以上です。よろしいでしょうか。

委員長（山元経穂君） よろしいですか。

その他ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（山元経穂君） それでは続いて、議案第22号工場立地法第4条の2第2項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

産業振興課長。

産業振興課長（桶本哲也君） それでは、議案第22号について説明をさせていただきます。

議案書は55ページ、議案参考資料63ページをお開きください。

工場立地法第4条の2第2項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例案でございます。

この条例案につきましては、工場立地法の一部が改正されたことに伴い、条例中における引用条項の整理を行うというものでございます。

それで、法改正の内容でございますが、改正前の工場立地法では、緑地面積等につきまして、都道府県及び市は法に定める準則にかえて条例で準則を定めることができるというふうにされておりました。このたび、第6次地方分権一括法による改正によりまして工場立地法の一部が改正されまして、都道府県準則の制定権が市町村に移譲されまして、市町村が条例で準則を定めることができるようになったというものでございます。

本市では、既に条例で準則を定めておりますが、その根拠規定であります工場立地法第4条の2第2項が削られまして、同条第1項が新たな根拠規定となったということで、この条ずれに対する変更を行うというものでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

委員長（山元経穂君） それでは、質疑をお願いいたします。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（山元経穂君） それでは、引き続き議案審査を行います。

議案第19号竹原市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

議案第19号です。

説明の前に、ちょっと皆様に、これ実はさっきの議案第18号と全く同じ内容でありまして、公営企業部にも適用するというので審議なのですが、どうしますか。審議しますか。審議はしないといけないのですが、質疑をしますか、失礼。いいですか。

先ほどと全く同じ、間違いないですよ。

よろしいですか、質疑を。

説明だけは聞きますか。

では、水道課長、どうぞ。

水道課長（松岡俊宏君） それでは、失礼いたします。議案書の方は47ページになっております。

説明の方は、議案参考資料の55ページをお開きください。

それでは、議案第19号竹原市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例案についてでございます。

提案の要旨につきましては、地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部が改正されたことに伴い、給与の減額措置に関し、部分休業の対象となる子の範囲及び介護休暇の取得期間を見直すとともに、介護のための所定労働時間の短縮措置を給与減額の対象に加えるなどするものでございます。

改正の内容につきましては、まず（1）といたしまして、給与の減額措置に関し3つの事項を定めることとしております。

まず1つ目が、部分休業の対象となる子の範囲に特別養子縁組の監護期間中の子及び養子縁組里親でございます職員に委託されている子などを加えるということとしております。

次に、介護休暇につきまして、要介護者が同一の事由によりまして継続して介護を必要とする場合には、6月を超えない範囲内で3回まで分割できることとしております。

次に、介護時間といたしまして、先ほどの介護休暇とは別に、3年の期間内において介護のため1日につき2時間を超えない範囲内で勤務しないことができる措置を加えております。

次に、扶養手当の対象についても区分を整理してございます。

施行期日等につきましては、公布の日から施行し、平成29年1月1日から適用することとしております。ただし、扶養手当の対象者の区分につきましては、平成29年4月1日ということになっております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく申し上げます。

委員長（山元経穂君） 先ほどは大変失礼いたしました。

質疑があればお願いいたします。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（山元経穂君） では、ここで一旦委員会を休憩いたしまして、午後1時15分から開会させていただきたいと思っております。

それから、委員外議員の質疑に関する検討を行って、委員外議員質疑を行いまして、フリートークを行って、委員の皆様は、もしよろしければフリートークが終わった後に、市長に対してもし総括質疑をするということであれば、多少考える時間を見て、30分ぐらい休憩を挟んだ後に、総括質疑、採決を行いたいと思っておりますが、よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（山元経穂君） はい、わかりました。

では、ここで委員会を休憩いたします。

午後0時02分 休憩

午後1時09分 再開

委員長（山元経穂君） それでは、休憩を閉じて委員会を再開いたします。

委員による質疑を一旦保留とし、続いて委員外議員の発言の申し出について協議を行います。

午後1時09分 休憩

午後1時21分 再開

委員長（山元経穂君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。

今田議員の発言を許可することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

委員長（山元経穂君） 起立全員と認めます。よって、今田議員の発言を認めることにい

たしました。

今田議員，委員外議員席へどうぞ。

発言の前に，この際，今田議員に申し上げます。

審査の都合上，発言時間は一括で10分以内といたします。本来，委員外議員の発言というのは，所管事項や付託案件審査において特定の委員会議員が審査に必要な知識を持っている場合に，それを委員会審査に活用するものであります。また，その知識を活用することに当たり，その発言には議題に対する質疑も含まれることとなっております。よって，先ほども確認しましたように，発言の内容が付託議案の審査に関わることから逸脱，または委員の質疑と重複した場合は委員長から注意等を行います。

それでは，発言を行ってください。

今田議員。

委員外議員（今田佳男君） 発言を許可いただきましてありがとうございます。よろしくお願ひします。

いわゆるスマイルマンションについては，平成27年の予算で債務負担行為がまず可決されまして，20年間契約書に定める額という債務負担行為が確定しました。28年の予算書で事業費が2,556万2,000円，国から225万7,000円，家賃収入2,049万2,000円，一般財源281万3,000円ということで今まで推移したことだと思います。今回，補正出されていますのは，家賃収入が当初より見込みが違ったということで1,506万5,000円の補正が出されているということだと思います。

それで，今の補正が出たところの数字の確認なのですが，家賃収入が不足したと，事業費，それから国からの助成，それからというところの数字は当初の予算と変わらないのかということをお願いします。

委員長（山元経穂君） 財政課長。

財政課長（沖本 太君） 先ほども，委員会の中で川本委員から当該補正予算の内容の内訳について御説明を求められまして御答弁申し上げたのは，主なものといたしまして，入居者数が今後3月末で16戸になるということ踏まえた上と御説明をさせていただいたのですが，それが大きなものではあるのですが，国庫補助金についてはこの家賃低廉化事業の中で，家賃の減額をした方に対してその一部を国庫補助金が当たるという部分があるのですが，そこについては当初予算では225万7,000円の歳入を見込んでおりましたが，決算見込みではそこも102万円に，最終的に差し引きで123万7,000

円の減額となるという、そういった状況となっております。

委員長（山元経穂君） 今田議員。

委員外議員（今田佳男君） 国の方も違ってくるというお話だと思うのですが、それで現在13戸と、3戸の入居見込みで16戸という話で、16戸入られた場合に毎月家賃はおそらく出されていると思うのですが、毎月の家賃収入は幾らになるかというのを教えてください。

委員長（山元経穂君） 財政課長。

財政課長（沖本 太君） 最終的に、3月に入られることを見込んでいるこの3世帯がどの部屋に入られるかによって、その前提が変わればもちろん家賃収入の方は変わってまいりますので、その部分についてはちょっと明確に答弁はできないというような形にはなります。

合計が出ていないので電卓をたたかないと、申しわけないです。月のものがちょっとあれなのですけど、済みません。

2月に見込んでいる家賃収入については、71万9,000円を見込んでいるという状況です。もう一回電卓をたたきます。済みません。

委員長（山元経穂君） 今田議員。

委員外議員（今田佳男君） 済みません。今のは、71万9,000円というのは今の現状ですから、13戸で71万9,000円ということではよろしいのですか。

委員長（山元経穂君） 財政課長。

財政課長（沖本 太君） 14戸で考えております。

委員長（山元経穂君） 今田議員。

委員外議員（今田佳男君） 非常にわかりにくいところがある事業なのですけれども、27年の第4回の定例会で、この事業に対して総事業費は約4億8,000万円、収入が4億3,000万円、差額が5,000万円、これを20年で均等で割るから大体市の負担は250万円ぐらいですよという答弁があるのですけれども、これからいくと、当初とかなり違った見込みの数字になるということだと思うのですよね。

差額の1,500万円について、このたび一般財源を充当されるということですが、これも、これは私が言うことでないかもわかりませんが、市民の方にこれだけの負担をかけると、当初の見込みと違ったということで、我々議員も含めて責任をとるというと語弊がありますけれども、それに対応するようなことが必要かなと思ったりはするのです。

が、単純に一般財源を充当されているということで、その辺の検討がされたかどうか。

委員長（山元経穂君） 総務部長。

総務部長（谷岡 亨君） 今、今田議員がおっしゃられるように、今回の補正予算では1,500万円余りの部分を減額させていただいて、いわゆる使用料部分を減額させていただいて、一般財源を充てざるを得ないという状況になっております。それはやっぱり、当初見込んでおりました、議員の方から紹介ありましたように、当初では100%入居ができて、それで全体では20年間で5,000万円程度の一般財源の持ち出しというふうなことで計画はいたしておりました。実際に募集をしてみて、その辺のところ、子育て住宅の部分が十分PRができていたかどうかというようなことも含めて、我々もしっかりそのあたりは反省をしながら、また家賃助成の内容につきましても見直しをする中で、あるいは入居資格についても見直しをする中で、より入居しやすい環境もつくりながら今進めているところでございまして、そういった中で我々としてもさらに、入居していただけるように努力をしていきたいというふうに考えているところでございます。

委員長（山元経穂君） 今田議員。

委員外議員（今田佳男君） 当初と見込みがかなり違ったという話だと思うのです。だから、20年ありますので、仮に1,000万円1年で違くと2億円違ってくるというふうな数字になるということで、かなり厳しい判断をせざるを得ないのではないかとというふうなことで思っております。よろしいです。

以上です。

委員長（山元経穂君） 以上で今田議員の委員外議員の質疑を終了いたします。

続きまして、松本議員の委員外議員の質疑についてですが、お諮りいたします。

松本議員の発言を許可することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

委員長（山元経穂君） 起立全員と認めます。よって、松本議員の発言を認めることにいたします。

松本議員、委員外議員席へどうぞ。

この際、松本議員に申し上げます。

先ほど、今田議員に与えたお話、注意と同様のことを守っていただいて、発言を行っていただきたいと思っております。

それでは、松本議員。

委員外議員（松本 進君） 議案第23号と議案第24号の質問ですけれども、趣旨は先ほど申し上げました。それで、具体的には3項目をしているわけですけれども、1つはこの議案で3項目、個人ナンバーへのリンクとといいますか、それが提案されています。ですから、その必要性がどこにあるのかということが聞きたいのと、それに関わりますけれども、医療関係の個人ナンバーと情報のリンクですけれども、例えばまだナンバー通知がいないところもありますし、あるいはナンバーは記入しないという人もいるでしょう。そういう場合、端的に言えば、その必要な書類に個人番号を記入しない場合、この市民サービスが受けられないのかどうかを確認したいということがそれに関連であります。そして、今回3項目のリンク、番号と情報のリンクということでしょうから、この3件を追加したら市民の情報は全体で何件、こういう個人番号とリンクするようになるのかということが1点目の具体的な質問です。

それから、2点目のことでいろいろ意見が出ておりましたけれども、私が聞いても明確に答弁がないからという思いで、いい答弁、悪い答弁は別として聞いているわけです。ですから、一番市民の関心というのは、これはマイナンバーに関わっての地方紙の新聞がありますけれども、これは流出防止に万全の策をとというのが一番市民の不安があるし、そこを解決するというのが大切だと思うのです。だから、国の法律によってそういうマイナンバーがつけられるわけですけれども、市民の情報というのは市長がやっぱり、いろいろな、国の制度にのっとってやるのだけでも、市長が最終的に責任を持たなくてはならない。いろいろ限界はあるのでしょうけれども、この地方紙の新聞には流出防止に万全の策をとってくださいということが中心ですので、端的に、簡潔でいいですから、万一に関わって、相当大きな情報が番号とリンクされる、それに対する個人情報漏えいとか流出とか、要するに完全保護はできるのかなと、できているのかなということを簡潔に、繰り返しになるかもわかりませんが、お尋ねしたい。

それから3点目は、この7月から実際運用されるわけでしょうから、全国では2カ所の中間サーバーというのがあって、そこに例えば竹原市なら竹原市の個人情報が寄せられて、私の理解では、例えば松本なら松本の情報が今度は何件リンクされているよと、それが名寄せ的に中間サーバーに情報が集まっているのではないかと。ですから、一番心配なのは、そういったところから流出した場合は、全部情報が一括で出てしまうということが心配されているわけですから、そこの7月からの具体的な運用はどうなっているのかな、私が心配するような名寄せ的で一括でそういうことはないですよということがあれば、そ

の具体的な運用を説明していただきたいということが3つ目の質問です。

それから、議案第24号についてですけれども、これは説明がありました。これは特産品の関係、研究交流施設の関係で、約2億円近い事業費が投入されるということで、本来こういった補正予算が提案されるということで、雇用の創出とか3つの具体的な質問したのですが、重複の分は避けたとして、雇用が数名、3名か4名だという説明はありましたから、そこは正規の雇用の職員になるのかということの確認と、人数をもう一回お願いしたいのと、現時点で、こういう予算提案される時点で、本来竹原市の特産品そのものの説明は一定にはありましたけれども、それは例えば前のようにタケノコならタケノコで、タケノコカレーで、あれは金額がちょっと違うかもわかりませんが、5,000万円とか1億円とか販売するよという、そういう特産品と販売目標を持ってきちっとやっていくということで、経済効果といいますか、出るのではないかというのがあるから、それは計画ですから予定どおりいかないことは大いにあるにしても、現時点でタケノコとかジャガイモとか海産物が何で、一定の説明があったのだけでも、何か決定されていないような感じがしたので、もし決定されていればその特産品と販売目標の確認をして、経済効果、事業効果を聞きたいということであります。

それから、議案第24号の歳入について、これは子育て世帯住宅の家賃収入の減額補正ということであります。先ほどちょっと趣旨でも触れましたけれども、本来、リース契約、民間から契約しているわけですから、これが契約料がざっくり言って年間2,500万円、それが、その家賃収入が2,000万円近くで500万円は差がありますけれども、2,000万円近くで一定の収入をリース契約、家賃料とその利用者の家賃が入ってくるということで一定の計画したのでしょうけれども、それがやっぱり1軒、2軒ではなくて、相当大きな幅で差が出ているということで、ここの差の認識はどうなのかなということと、事業効果ではないけれども、子育て世帯という趣旨であったけれども、利用者が極めて少ないということについて、私は政策の見直しも要るのではないかなということについての考えを聞きたいということなのです。

それから、次の財産収入の関係ですけれども、これはさっき言った説明で、竹原市に実際借り入れの影響はどうかということがあれば教えてほしいということです。

委員長（山元経穂君） 順次答弁をお願いしますが、その前に、発言の内容が付託議案の審査に関わることから逸脱、または先ほど委員会内で行った質疑と重複している場合の答弁は必要ありません。また、民生の内容に深く関わる答弁も避けていただいて、そのこと

を考えていただいて答弁いただくようによろしくお願いいたします。

総務課長。

総務課長（平田康宏君） 議案第23号に関しまして、3点御質問をいただきました。

まず、1点目でございますが、今回の条例改正は法改正に伴うものでございまして、法改正の趣旨につきましては効率的な情報の管理と利用、迅速な情報の授受、国民の手続の負担軽減などマイナンバー法の目的に資するため、個人番号の利用範囲と情報連携の範囲を拡充するというものでございます。

御質問がありました、申請書などに個人番号を記載されない場合に関しましては、個人番号を記載することが各制度における法的な義務であることを、申請される方にはその旨を御説明いたしております。それでも記載を拒否された場合は、マイナンバー法第14条第2項に基づきまして、地方公共団体情報システム機構から個人番号を含む機構保存本人確認情報の提供を受けることはできませんが、あくまで住民基本台帳法に規定する事務といたしまして住基の端末から利用する必要があります。申請書への個人番号の記載が難しい場合、通知カードも持ってこられず個人番号が不明等の場合には、申請者の負担軽減を図るということから市の方で個人番号を記載いたします。このことから、個人番号の記載がされていないことをもって申請が無効とされることはありません。また、罰則等があるものではありませんので、サービス等が受けられないということはないものと考えております。

個人番号の利用範囲に関しましては、マイナンバー法の別表第1に掲げておりますが、本市の実施事務数は……。

委員長（山元経徳君） 簡潔に答弁願います。

総務課長（平田康宏君） 30です。条例で規定の独自利用事務は3であり、合計33事務となっております。

2点目の御質問についてでございますが、セキュリティーの関係でございます。制度面及びシステム面における保護措置により、制度の安心・安全の確保に向け、継続して取り組まれているものでございます。セキュリティーの問題と個人情報の保護という部分につきましては、国の制度に基づきまして様々な取組が進められております。システム間での情報のやりとりにおきましても、直接個人番号が用いられず暗号化されており、その保護の精度は高く、漏えい等のリスクは限りなく低いものとされているものでございます。また、庁内におきましても、会議等で十分適切な準備を行うよう取り組んでおりまして、エ

ラーのないように、ミスのないように取り組んでいるところでございます。

3点目でございますが、中間サーバーについてでございます。個人情報保護の観点から、中間サーバーではマイナンバーを保持しておらず、各機関ごとに振られた符号を利用することから、中間サーバーから芋づる式に情報が漏えいすることを防止する仕組みがとられております。これによりまして名寄せ等をされているものではございません。情報連携の対象となる個人情報は、各利用機関の照会に対しまして、国が管理するネットワークシステムにより中間サーバーを介して自動的に提供されるものでございまして、安全で効率的な仕組みがとられているものでございます。

以上でございます。

委員長（山元経穂君） 産業振興課長。

産業振興課長（桶本哲也君） 補正予算の農業振興対策に要する経費、1億9,800万円の御質問でございます。先ほど、午前中に御説明をさせていただいておりますので簡潔に申し上げますと、これは6次産業化を推進する拠点施設を整備するというものでございまして、運営につきましては今年度設立いたしました6次産業化推進協議会の方で行い、将来的には法人格を持つ組織化を目指すというものでございますが、雇用についてはそちらの方で雇用していただくということになります。それで、今のところ3名から5名を見込んでいるというところでございまして、販売目標額は3,500万円以上を売り上げの目標ということで今は考えているところでございます。

特産品につきましては、一定の収量が見込まれる竹原市の特産品ということで考えますと、やはりジャガイモ、タケノコ、ブドウ、海産物等も考えられます。一例を挙げますと、タケノコは今、これからの3月、4月の時期が旬の時期ということになりますが、やはりそれを水煮加工することによりまして一年中提供できるということもありますので、またそうした加工品により新商品の開発も手がけることができるというようなことから、そういった竹原の産品を特産化、ブランド化するというような取組をそちらの運営会社の方で取り組んでいただくということを考えているものでございます。

それから、歳入の方の御質問でございます。財産収入のところでございますが、先ほど松本議員さんからございました市が行っている市融資の関係のことと思うのですが、そちらの方の中小企業者さんが事業を運用するため、運営するために資金を借りられるというようなことにこれが直接影響するものではないということでございます。

内容を申し上げますと、これは広島中央テクノポリス圏域、これは具体的には呉市、竹

原市，東広島市の範囲になりますが，この圏域の研究開発型企業の育成を目的として，この3市の地域に立地する中小企業の資金の借り入れに対しまして，公益財団法人広島産業振興基金が債務保証を行う債務保証基金事業を昭和59年度に立ち上げられ，開始されました。この事業推進のために，広島県とこの3市が出資をしまして，本市では昭和59年度から昭和62年度，4年間で192万円を出資いたしております。ただ，この事業自体は平成23年度末に廃止をされまして，今年度，この出資をされている広島県，竹原市，呉市，東広島市，この3団体に運用益も含めて返還をされるというものでございます。出捐金相当額が192万円で，運用益が110万円余りで，合わせまして302万6，469円というものでございます。

以上でございます。

委員長（山元経穂君） 財政課長。

財政課長（沖本 太君） 歳入の御質問をいただきました。子育て世帯向け地域優良賃貸住宅の使用料のことについて，当初財源スキームとの乖離について認識はどうかということと，施策の見直しが必要ではないかという2点御質問をいただきましたが，当初の財源スキームとの差については，今田議員の質問の中で総務部長が答弁しましたように，現在は27戸全体が早く埋まるような形で情報発信の充実を図ったり，今後もあの建物を選んでいただくにはどうすればいいのかということをしっかり検討して，少しでも当初の財政スキームからの乖離を小さくするように努めてまいりたいと，そのように考えております。

施策の見直しについてでございますが，御存じのとおり，本市は人口減少も進んでおります。特に，社会減というところで，若者の流出が増えているというところで，その社会減に少しでも歯どめをかけようとする総合的な施策の一環の中でこの事業を始めたものでございます。その目的や効果については，これまで予算特別委員会でございますとか，一般質問とかで建設部長が答弁したとおり，そのとおり変わらないところではございますが，当初この事業をやろうとしたその目的を考えますと，そのコンセプトは一貫して持つておくべきと，そのように我々は考えております。

以上でございます。

委員長（山元経穂君） 松本議員，あと3分です。

委員外議員（松本 進君） では，最後の子育ての答弁からちょっと聞きますと，見直しということ私提言したのは，一つは契約金を払っている，賃貸料，それとの差がいか

に縮めるかという面では、それともう一個は民間住宅とのバランスを考えても、契約を見直して、入っているところだけに家賃料を払うというような、できないのかなというのが一つと、あともう一つの今度は入る方の立場で考えたら、家賃が大幅に下げられるというのが子育ての状況の収入との関係で、もう少し家賃を引き下げることがポイントではないのかなということについて、ちょっと2点お聞きしたいと。

それから、戻ってマイナンバーの分では、大変気になるのは、これは情報漏えいの関係ですよね。私があえて言ったのは、これはマイナンバーに関わってローカル紙が流出防止に万全の対策をとっているかと、とってほしいよということでは言いました。それと、実際、住基法、住民基本台帳では、10年たったけどもこの所持率は10%しかないということの教訓はどこにあるかといったら、マイナンバーの流出が一番怖いということで利用が少ないという教訓が書いています。ですから、こういったマイナンバーの根本的な欠陥が、漏れて自分のプライバシーの侵害、不正流出とか、そこらは困るということがあれですから、リスクは低いけれども市としてその万全の対策というのは言えるのかどうか、最後にもう一回確認を含めて聞きたいということでもあります。

それから、まだいいですか。あと……。

委員長（山元経穂君） 残り1分13秒です。

委員外議員（松本 進君） 農林水産関係の分で、これはちょっと端的に聞きますけども、雇用の創出が3から5名と、あと販売3,500万円以上の売り上げを目指すということでした。

それで、端的に聞きたいのは、先ほど課長からあったこの2億円近い投資して、地方創生交付金を使ってという、そこの最大の趣旨は人を竹原市に呼び込むのだと、あとは仕事をつくるのだというのが最大の狙いですよね。だから、我々も勉強しなくてはいけないけれども、市の方もこういった1億数千万円、2億円近い投資して雇用は3名から5名で売り上げは3,500万円……。

委員長（山元経穂君） 残り20秒です。

委員外議員（松本 進君） を目指すということについて、この事業効果について私は決して高いと思わないのですが、その事業効果の認識について、高いか低いかを含めて簡潔にお答え願えればというふうに思います。

委員長（山元経穂君） 答弁の前に再度申し上げます。

今の松本議員の発言の内容が付託議案の審査に関わることから逸脱している場合、また

は民生の内容に深く踏み込んでいる場合は、答弁の必要はございませんのでよろしく願いいたします。

副市長。

副市長（細羽則生君） 子育て住宅の部分につきましては、これまでいろいろな場面で御説明させていただいておりますように、先ほど財政課長も言いましたが、市の政策の全体の中の一つの、一環の事業として行っているというものでございますので、今のまま、とりあえずどういうふうになるのが一番いいのかというのを最善な検討をしながら行ってきたいというふうに考えております。

それから、マイナンバー制度の部分につきましては、これまでも何度も答弁させていただいておりますが、我々は安全な対策にするためにどういう施策を講じなければいけないかという部分につきまして、ハード、ソフト両面から取り組んでいるということでございますので、そこは御理解いただければというふうに思っております。

それから、3点目の加工場といいますか、地方創生を活用しました特産品の加工場の件についてでございますけど、地方創生の部分でいきますと、雇用という部分もございまして、人という部分もございまして、まちという部分もございまして、それをトータルで考えた時に、まず6次産業という部分について、市の中でウイークポイントがあるのではなかろうかということで、まず最初のモデルケース的なものということで捉えて、そこを自立できるような形で進んで行ければというふうに考えているものでございますので、事業効果の部分については一定のものが発現するというふうに考えております。

以上です。

委員長（山元経徳君） 以上で松本議員の委員外質疑を終了いたします。

これより自由討議に入ります。

委員外議員並びに執行部の方の退席を願います。

議事の都合上、2時5分まで休憩いたします。

午後1時54分 休憩

午後2時02分 再開

委員長（山元経徳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、これより自由討議に入ります。

委員長から一言申し上げます。

自由討議については暫時休憩の中でとり行いますが、審査の過程上、マイクをオンにし

て、あくまでも委員長の許可を得てから発言をお願いいたします。

それでは、自由討議を始めます。

暫時休憩いたします。

午後2時02分 休憩

午後3時27分 再開

委員長（山元経穂君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

市長より発言の申し出がありましたので、これを許可いたします。

市長。

市長（吉田 基君） 委員の皆様には、本日総務文教委員会を開催していただきまして、まことにありがとうございました。

本委員会において、付託議案につきましてはいろいろと御審議いただいたことと思います。適切な御決定を賜りますようお願い申し上げ、御挨拶とさせていただきます。ありがとうございます。

委員長（山元経穂君） それでは、これより一括質疑を行います。

質疑のある方は順次挙手をお願いいたします。

川本委員。

委員（川本 円君） それでは、一括質疑ということなのですが、今回の議案第24号、一般会計の補正予算の中から聞きたいと思います。その中の、子育て世帯地域優良賃貸住宅の減額補正について、金額的には約1,500万円を減額というふうな形で計上されております。午前中の質疑でもさせていただいたのですが、今回、入居者が当初見込みより減少したことから1,500万円というふうな減額ということで、数値的な算出根拠もお聞きいたしました。この数字に関してどうやこうやということはありません。

しかし、本会議初日ですか、市長の御挨拶の中にもありましたように、今回3つの柱として次世代育成の推進、それから雇用対策の推進、そしてあとコンパクトなまちづくりの推進の中になんか関わってくる事案だと思われまして。その中でも、特に仕事の中についていえば、定住のための大きなインセンティブとなることを踏まえ、雇用の創出につながっていきたくて、まさに住環境も十分整備された上で、こういった仕事創出というのを考えておられます。

それで、今回1,500万円の減額補正について、足りない部分は一般財源からというふうな話もお聞きいたしました。募集開始から1年ちょっとになりますけれども、余り見た

くない数字ではあったのですが、今後においてもさらに努力されると思います。来年またこの時期に来たら、この金額がかなり、ゼロとは言わないにしても、大分低く抑えられた状態を期待しているわけなんですけども、ここでお聞きしたいのは、今後住環境整備においても、仕事、まちづくり、人づくりにおいても、かなり重要な案件だというのは先ほど言いましたけれども、市長が、このスマイルマンションだけで限定していくならば、今後どういうふうな取組を行って早く住んでいただく人を増やす気持ちがどういうふうにおありなのかというのを、1点だけでよろしいのでお聞きします。

委員長（山元経穂君） 市長。

市長（吉田 基君） スマイルマンションにつきましては、本当に胸が痛く受けとめております。担当の方とも、その都度いろいろな打ち合わせをしながら努力をしていることは事実でございまして、制度の見直しも含めながら、今後の対応をより一層進めていく中で解決を図っていきたいというふうに思っております。

今、現時点ではかなり、少しずつではありますが、制度を変えてから、入りやすくしてから、いろいろ転勤時期とか新たな節目節目というものを捉えながら、担当の方の努力も見守りながら、皆様には御心配をおかけいたしますが、いま少しお時間をいただいた上でというふうにも思いますので、よろしく願いいたします。

委員長（山元経穂君） 川本委員。

委員（川本 円君） ありがとうございます。是非とも、今以上に頑張ってくださいまして、早く埋まることを期待いたしております。

それと、これは答弁は後で聞きますけども、提言も含めてなのですが、今回新規事業でレタス工場とか、それから今度は忠海においても6次産業に向けて工場が建つとかという話を午前中に聞きまして、そういった雇用の面でも開けて、見えてくるものが大分出てきたなと思うのですが、是非ともその雇用プラス、このスマイルマンションをプラスアルファしてくっつけるとか、雇用があれば当然住むところも必要になってくるし、逆に言えば、住むところがあれば雇用も必要であろうというふうなことで、単独で考えずに両面からサポートできるような体制を是非とも考えていただくというふうにお願いたします。そのあたり、ちょっと答弁が、お考えがありましたらお聞きしたいと思います。

委員長（山元経穂君） 副市長。

副市長（細羽則生君） 今おっしゃられましたように、委員御提言いただきましたように、雇用という部分につきましては、住環境でありますとか、働く場ももちろんそうです

けど、教育の場とか、総合的な政策をやっていく上でそれぞれが充実してくるのかなというふうに考えております。個々の部分につきましては、今、お話がございましたように、新規の部分でいけばレタス工場でありますとか、地方創生を活用した、拠点整備を活用した6次産業化に向けた取組というような部分を少しずつ、一歩ずつ着実に進めながら、雇用の場と、雇用の場を生むための受け皿としての住環境の整備という部分も考えていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

委員（川本 円君） ありがとうございます。

委員長（山元経穂君） 井上委員。

委員（井上美津子君） 私は、議案第15号の総合計画策定の条例案についてお尋ねしたいと思います。

この条例案なのですが、午前中もちょっと質問させていただいたのですが、義務づけの廃止ということによってこの構想というものがやっぱり必要であるということになって、この条例案が提出されたということでもあります。やはり、長期の見通しというか、市政の柱となるものがあらゆるものまちづくりの指針というふうにお伺いいたしました。やはり、これからコンパクトなまちづくりとか、そういうものに対するものにもつながってくる問題だと思いますので、この市長のお考えをちょっとお聞きしたいかなと思っております。

委員長（山元経穂君） 市長。

市長（吉田 基君） 御存じのように、今、竹原市は大きな節目というか、変わり目に来ていると思います。そういった意味で、まちづくりを継承しながら新たな展開をどういうふうに積み上げられるかということの意味において、先ほどお話があったようにコンパクトなまちづくり、またそれに応じた公共交通の見直しとか、ありとあらゆるものについて、インフラ整備も含めてやらなきゃいけないことはやっていきながら、見直すものは、例えば公共下水道のことについては、規模を再度合理的な考えにいかん立てられるか、今、飛躍した話になったら恐縮ですが、一步一步そういうことを積み上げていくことが将来に対する私たちの責任を全うできるというふうに思っております。そういうことがお答えになるかどうかわからないのですが、その流れに応じて頑張っていきたいというふうに思います。

委員長（山元経穂君） 井上委員。

委員（井上美津子君） 是非，そういうお考えのもとにこの総合計画が立てられるということ，それから市民目線に立ったものであってほしいと思いますし，やはり長期目線というものを持っていただいて，今からどっちの方向に向かっていくのかというものがしっかりとこの計画に盛り込まれるようなものにしていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

委員長（山元経穂君） 市長。

市長（吉田 基君） 重複するとは思いますが，今一番の懸案事項，私の頭にあるのはもう何といっても庁舎移転であり，雇用の創出とか，公共施設ゾーンの課題とか，もうありとあらゆるものがありまして，今ここで一つの方向性としては，そういうものをいかにどこまで積み上げられるかというふうに思っております。その中で，やはりちょっとまだわかっていない部分も，これは何かというと，財源がこれに並行してどこまで整合性がとれるかということが一番の心配でもありますが，最少必要限度をやらなきゃいけないことはやっておくという，それが次の世代にバトンタッチができるというふうに，私もずっと議会へいて，流れをずっと見てきておりますので，そういうふうな考えで御理解いただきたいと思います。

委員長（山元経穂君） その他ございませんか。

道法委員。

委員（道法知江君） 補正のことで市長にお伺いさせていただきたいなと思うのですが，今回の補正予算では地方創生拠点整備交付金を活用して，これ地方版総合戦略ということで，施設整備等ということになっていて，大きくは農業振興に要する経費の中で1億9,600万円という金額が出ております。今までずっと長年の，いわゆる竹原市の特産品というものに関して，長年にわたっていろいろ試行錯誤をされてきたことであるのではないかなと思っておりますけども，ここに来て1億9,600万円という大きな予算が出ているということに対して，最もすばらしい適地とされてもちろんこういった金額が計上されているのではないかと思うのですが，少し詳しくその辺を，どういうようにして適地として選ばれたのかということと，それと今後に対して，竹原市の農業振興に対してどのような思いがおありになるか，本当に農業振興は大切なことだというふうに思うのですが，その辺のことをお伺いできればなというふうに思っております。

委員長（山元経穂君） 副市長。

副市長（細羽則生君） まず，全体的なお話をさせていただきますと，今，農林水産業者

の方は担い手不足——午前中にも少しお話しさせていただきましたけど——というのがございますし、経営的にも厳しい状況にあるというような中で、これまで特産品という部分を考えながらいろんな取組をやってきたわけですが、なかなか販売までにつながっていないという部分と、やっぱり経営的に成り立つという仕組みまでたどり着いていなかったという部分もありまして、その部分を少し強化するというところで、今回加工という部分と、その安定的に供給できるというようなものをまず、ちょっと規模は小さいのですが、取組として始めていきたいということで、場所の部分につきましては、漁協に近いというようなものがございますので、農産物だけではなくて、水産物という部分も含めて加工できる場というのを考えた時に、さらには市が所有している土地を有効活用できるというものも考えた時に、今の二窓という場所がいいのではなかろうかというふうに考えております。

まずこれは、ある意味最初のケースということで、地方創生という部分を活用させていただいて、これでもまくいけば自立した取組ができる民間の方々という部分が増えていくのではないかと、それはひいては担い手につながっていくのではなかろうかという部分を、農業、水産業という部分を含めて考えていきたいということで、今回拠点整備交付金という分を活用させていただいたということでございます。

委員長（山元経穂君） 道法委員。

委員（道法知江君） この話というのは、割と長年にわたってということではなく、何か補助金でぎりぎりセーフというような意味で上がってきてないとは思いますが、十分に適地であるということを見越した上で漁業に関するということのお話だと思いますので、しっかり地域の振興になり、そして農業、漁業従事者にとって、またあるいは雇用において、全てにおいてプラスになり、その結果が竹原市の特産品としてしっかり発信できるものということをつなげていただけるような、希望を持てるのかなというふうに今感じております。

あわせて、議案第20号には出ておりましたが、基金の条例が変わって、いろいろなもので、今までは原資は使ってはいけないよということは、国の制度として使用はできなかった。だけど幅広く、例えば公共施設ゾーンのようなところにも、大きく展開して財源を使えることができるというふうになったと思いますけども、そういった福祉部門の基金であったものに対して、あらゆるものに、極端に言うたら幅広く使えるのではないかとというような、違えば訂正していただければなというふうには思うのですが……。

委員長（山元経穂君） 社会保障政策。

委員（道法知江君） 地方交付税に至るということに関わることなのですが、その辺の整理を逆に教えていただき、またさらに福祉の基金でありながらも、そういった税制運営の観点からすると必要なものには整備をしますという考え、これも大きな決断になるのではないかなと思いますので、それも含めて御答弁いただければと思います。

委員長（山元経穂君） 副市長。

副市長（細羽則生君） 財源の部分でいきますと、まず基金の部分につきましては、これから公共施設ゾーンでありますとか、老朽化している公共施設の部分に対してのお金がどうしても必要になってくるという部分の中で、社会保障の部分に対して財源不足が生じないように取り崩せるという方法も踏まえた上で、今ちょっと取組を考えていこうということですので、これまでは前段でお話しさせていただきましたように、果実として生まれた部分だけを使えるという形にしていたものを、何かあった時には社会保障という部分がサービスが低下しないように活用できるようにしようというものでございます。

それ以外の部分について、委員おっしゃられましたように、必要なものについてどういふふうには資本投資をしていくかという部分につきましては、なかなか市費単独でというわけにはいきづらいという部分がございますので、活用できる部分の補助金という部分については、活用策を考えながらやっていきたいと。もちろん裏負担といいますか、交付税措置がなされるものとか起債が使えるものという部分については、どれが一番有利なのかということも踏まえながら、最適な財源確保を踏まえて事業展開をしていきたいというふうを考えております。

委員長（山元経穂君） その他ございませんか。

協本委員。

委員（脇本茂紀君） さっきの話と重複するのですが、例の農業振興対策に要する経費で、このたび忠海にそういう6次産業に関する加工場をつくられるということは、非常にいいことだというふうに思います。補正予算だから余りにも突然出てきたお話なのですが、もう一つは今、忠海のいわゆる東小学校の跡地の活用、それからグラウンドの活用、さらには埋立地の活用も含めて、あの市の様々な土地をどういうふうには有効に活用するかということが課題になっていて、地元でもそういう議論がされているという状況があります。そこに今の加工場ができるというのは、ある意味では非常にいい話で、なおかつ加工場とあわせて研修交流施設もつくるということで、1億9,800万円の予算が投入

されるということですがけれども、もう一つはせっきくの東小学校の校舎あるいはグラウンドと、今度新たにつくる施設が最大限有効に活用できるような手だてといたしますか、そういうことをお考えかどうかというのをまずお伺いしたいと思います。

委員長（山元経穂君） 副市長。

副市長（細羽則生君） 今回、二窓のところに整備します部分につきましては、委員おっしゃられましたように、研修交流施設という部分も含めて整備をしようということでございまして、今、忠海の部分につきましてはいろいろなまちづくりという部分を地域の方々と考えているというふうな中で、外から来られた方が竹原にどういうものがあるのかということも知っていただきたいということもございますし、そういう意味で情報発信基地にもなるのではなかろうかというような、大きな面的な部分を含めて考えているということでございます。

先ほど来お話しありますように、公共用地として持っている、保有している部分をどういうふうにも有効活用していくかという部分につきましては、なかなかその土地まで確保した上で新しいものを整備するということになりますと財源的に厳しいものがありますので、いろんな方面で考えていかなければいけない。それは、ある意味行政施設だけではなくて、民間が使えるようなものという部分も幅広に考えて、そういう有効活用できる財産という部分を考えていこうと。そのような部分につきましては、今、計画をつくって、この間までパブコメをやっておりましたけど、そういう中でも検討していきたいというふうにご考えておりますので、地域の方々からいろんな御意見をいただければ、それも踏まえてどういうものができるかという部分は、連携して取り組んでいきたいというふうに思っております。

委員長（山元経穂君） 脇本委員。

委員（脇本茂紀君） 予定をされている場所が、さっきお話があった二窓地区のいわば中心になる場所であります。そういう意味では神明祭とか様々な地域活動の拠点として学校も今まで使われてきたし、そういう意味でそういう地域の歴史や文化というものを生かしながら、なおかつ今度つくられる施設、あるいは研修交流施設というものが、そこらと一体的にいろんな可能性というか、そういうものを追求できるものに是非なってほしいと思っておりますし、もう一つはそのために、地元の方々にこんないいものをつくるよという話を是非していただきながら、地域の協力を得て、そのできるものが非常に充実したものになるような、そういう議論を地域につくり出していくのが我々の任務でもあるので、是非これ

が具体的なものになる場合、地元との話がしっかりできるような手順で取組をお願いしたいと思いますが、御答弁をお願いします。

委員長（山元経穂君） 副市長。

副市長（細羽則生君） まだ現段階では構想段階ということで、ざくっとしたという言い方をしたら語弊があるかもわからないですけど、全体的なスキーム部分しかでき上がっておりませんので、より具体的になりましたら、またその辺の具体的なスケジュールも含めてお話をさせていただきたいというふうに思っております。

さらに、拠点整備をするだけではなくて、その施設をいかに有効活用していくかという部分につきましては、ある意味交流施設という機能を持つということでございますので、ただ単に6次産業に向けての製品開発という部分ではなくて、付加価値が高められるように取組を考えていきたいというふうに思います。

委員長（山元経穂君） 脇本委員。

委員（脇本茂紀君） 地元の漁協も海ブドウの開発とか、そういう様々なことをやられておりますし、そういうことが改めて地域の新しい宝になるような、そういう取組として、例えば学校の跡地活用にしても、そういう方向もあわせて議論されれば、もっといい使い方とか、いい考え方とか、そういうことが住民の中からたくさん出てくるような取組と一緒にやってまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

委員長（山元経穂君） その他ございますか。

副委員長。

副委員長（堀越賢二君） 私もこの農業振興の部分ではあります。

先ほど、適地であるかどうかというところで、漁港に近いであるとか、そういったような条件もお伺いしました。これ、私が思うには、農業振興であって農業振興だけではなくて、実際これをやることによって人の交流が生まれたりとか、情報発信ができるようになったり、またそれが観光につながったり、観光であれば入り込み客が増えて竹原の魅力がどんどん理解していただければ、定住につながったりですとか、それが空き家の対策にもなる。人が来れば子育てになる。それが新しい竹原モデルということになれば、どんどん今後本当に大きい広がりを持つ事業だと思えます。

これは、その土地の特性を生かしたことではありますけど、竹原も山間部もありますし、いろんな地域がありますので、そういうふうな情報は常に持っているとは思っています。

けど、これを竹原モデル、一つのモデルとして本当にいい形になるようにするためには、これだけで終わらせずに、民間も参入してくるような、本当にそういう事業にしていけないといけないというのがありますし、ほかの地域においてもこういったような第2、第3の動きが出てこないと本当に竹原市全体の活性化にはつながっていかないと思うので、今はこの忠海の二窓地区ではあるけれども、思いとしたり竹原市全体に広げていきたいというふうな思いを持つ一つの取組として思われているのか、そういうところを少しお聞かせ願いたいと思います。

委員長（山元経穂君） 副市長。

副市長（細羽則生君） まず、前段で少し私の方の説明が不足していた部分があるかもわからないのですが、今回の地方創生の拠点整備の部分で提案させていただいた申請書の中には、6次産業化という部分だけではなくて、交流という部分で、観光という部分を含めてターゲットとして入れていると。それは、忠海に来られる方、外国の方も含めて、今増えているという部分の中で、ある意味ちょっと古い町並みが残っているあそこの地域を活用するためにはどうすればいいだろうかということと、なかなか島に行ってそのまま帰ってしまうという部分を回遊性を高めるという部分のためには、今、駅の方でいろいろとやっただけの部分だけでは足りないだろうと。さらには、その人たちが来ていただくことによって、竹原市の特産品を知っていただくことになるのではないかと。というところもコンセプトとして含めて提案をさせていただいて、一応補助採択になっているという状況でございます。

先ほど委員提案ございましたように、ここの部分については、まず竹原市全体のファーストステップというか、モデルケースになればいいのかなということで、民間の方と事業者の方と協議会をつくりまして、なるべく早い段階で民主導に変わっていくような形の取組になるように、最初から仕組みづくりをやっていこうというふうにしております。そうすることによって、うまく成功すればこれが成功体験となって、違うエリアに拡大していくのではなかろうかというところをもくろみながら、今計画をしているという状況でございますので、我々としましてもそういうのを望んでいて、違うエリアにも広がっていただけるということを望めば、6次産業だけではなくて、要は1次産業の部分の担い手が少ないという部分に対して増えていくのではなかろうかと。地元の中でそういう、新しく担い手になりたいという方がおられれば、外からも入ってくるという方も増えてくると思いますので、そういうところも狙っていきたいというふう考えております。

委員長（山元経穂君） 副委員長。

副委員長（堀越賢二君） 本当、そのとおりでありまして、今、忠海を核にしたいろんな民間ベース、個人ベース、友達の輪的な動き等々あって、非常に活発な動きが展開されています。そういったものと一緒に同時進行して、私は、最終的にはもう民間ベースで動いていかないと、その最大限のサポーターであるのが行政だと思っていますので、先ほどあったように、1次産業ということになると、地理的に言えば北部の方ですとか、またそこに観光とかいろんなものをあわせてやっていかないと、1次産業だけだとどうしても難しいので、そういうことであれば新たな観光地を掘り下げていくとか、そういったようなことも広く必要になってくると思うので、今、忠海で動いている、このものも含めて、今まさにもう動き続けているものも含めて情報発信をしっかりと、今まで以上に公の部分と民の部分、両方がよくよくよく進行状況とか進捗状況を理解しながら、最大限PRできるところを安価なもので発信をして今成功しているのです、それは引き続き、是非とももっと広く広げてやっていただきたいと思いますので、今はとりあえずここに力入れるけれども、同時にやはり広く竹原市全体のものも深掘りしてやっていただきたいなと思っております。よろしく願いいたします。

委員長（山元経穂君） 答弁いいですか。

副委員長（堀越賢二君） まあいいです。

委員長（山元経穂君） その他ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（山元経穂君） 質疑なしと認めます。本委員会への付託案件についての質疑を終結いたします。

これより順次討論、採決に入ります。

まずは、議案第14号竹原市職員の退職管理に関する条例案について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（山元経穂君） 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に移ります。

議案第14号竹原市職員の退職管理に関する条例案について、本案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

委員長（山元経穂君） 起立全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第15号竹原市総合計画策定条例案について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（山元経穂君） 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に移ります。

議案第15号竹原市総合計画策定条例案について、本案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

委員長（山元経穂君） 起立全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第16号竹原市税条例等の一部を改正する条例案について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（山元経穂君） 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に移ります。

議案第16号竹原市税条例等の一部を改正する条例案について、本案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

委員長（山元経穂君） 起立全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第18号竹原市職員の育児休業等に関する条例及び竹原市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（山元経穂君） 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に移ります。

議案第18号竹原市職員の育児休業等に関する条例及び竹原市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案、本案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

委員長（山元経穂君） 起立全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第19号竹原市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例案について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（山元経穂君） 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に移ります。

議案第19号竹原市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例案について、本案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

委員長（山元経穂君） 起立全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第20号竹原市地域福祉基金条例の一部を改正する条例案について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（山元経穂君） 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に移ります。

議案第20号竹原市地域福祉基金条例の一部を改正する条例案について、本案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

委員長（山元経穂君） 起立全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第22号工場立地法第4条の2第2項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例案について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（山元経穂君） 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に移ります。

議案第22号工場立地法第4条の2第2項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例案について、本案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

委員長（山元経穂君） 起立全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第23号竹原市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（山元経穂君） 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に移ります。

議案第23号竹原市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案について、本案に賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

委員長（山元経穂君） 起立全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第24号平成28年度竹原市一般会計補正予算（第4号）について討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

委員長（山元経穂君） 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に移ります。

議案第24号平成28年度竹原市一般会計補正予算（第4号）について、本案に賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

委員長（山元経穂君） 起立全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第26号平成28年度竹原市貸付資金特別会計補正予算（第1号）について討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

委員長（山元経穂君） 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に移ります。

議案第26号平成28年度竹原市貸付資金特別会計補正予算（第1号）について、本案に賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

委員長（山元経穂君） 起立全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

当委員会に付託されました議案は全て議了いたしました。

この際、お諮りいたします。

ただいま議決しました本委員会への付託議案に対する委員会報告書につきましては、本日の議決結果を報告することといたします。また、本会議での委員長報告の内容につきましては委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

委員長（山元経穂君） 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。また、あわせて議決事件の字句等の読み間違いにつきましては、後刻、委員長において調整いたしますので、御了承願います。

ここで傍聴者、委員外議員及び執行部の方は退席してください。ありがとうございます

た。

審査の都合上、暫時休憩いたします。

午後4時03分 休憩

午後4時04分 再開

委員長（山元経穂君） 休憩を閉じて委員会を再開いたします。

行政報告に入ります。

水道事業「経営戦略」の策定について説明を求めます。

水道課長。

水道課長（松岡俊宏君） それでは、失礼いたします。お時間をいただき、ありがとうございます。

それでは、水道の方から経営戦略の策定についてということで、概要、それから策定の内容ですね、それから、スケジュール等についてちょっと御説明させていただきたいと思っております。

お手元の資料、お配りしている資料に沿って説明の方をさせていただきたいと思っております。

まず、概要についてですが、平成26年8月26日付、総務省の方より通知がございまして、公営企業の経営については、将来にわたって安定的に事業を継続していくための中・長期的な基本計画である経営戦略の策定を地方公共団体に要請しているところでございます。総務省の方では、この経営戦略の策定率を平成32年度までに100%とすることとしておりまして、これを受けて、本市におきましても経営戦略の策定に適切に取り組み、計画的かつ合理的な経営を行うことにより、収支の改善等を通じた経営基盤の強化等に努めていく必要があることから、今回策定を行うものでございます。策定に当たりましては、昨年実施いたしました料金改定において調査、収集しました給水人口予測、それから水需要予測のデータや本市水道事業の将来を踏まえた経営方針などを活用することとしております。

次に、策定の内容についてですが、5つの項目に分類されております。

1つ目が事業の概要として、事業の現況、それから経営健全化の取組、現状分析というふうになっております。

次に、2つ目が将来の事業環境といたしまして、給水人口予測、それから水需要予測、それから料金収入の見通し、施設の見通し、組織の見通しというふうになってござい

す。

それから、3つ目が経営の基本方針といたしまして、安全で安心できる水道、お客様に信頼される水道、将来も安定が保てる水道、環境に配慮する水道というふうになってございます。

それから、4つ目が当市財政計画、いわゆる収支計画というふうになってございます。

最後の5つ目が経営戦略の自己検証、更新等に関する事項となっております、以上5項目を柱として策定を行うものです。

次に、計画の期間についてですが、10年以上の合理的な期間を設定する必要があるとされておりまして、こちらは総務省の経営戦略策定ガイドラインに沿いまして、計画期間を平成29年から平成32年度までの10年間としております。

最後に、今後のスケジュールについて御説明をさせていただきます。

現在、経営戦略につきましては、策定の作業中でございます。

済みません、ちょっと訂正させていただきます。計画期間は平成29年度から平成38年度までの10年としております。

次に、今後のスケジュールですが、現在、経営戦略については策定作業中ございまして、今後、検討なども含めまして3月下旬に完成、それからホームページへ掲載、それから各委員へ概要版を策定いたしまして、それを配付させていただくということとしております。その後、4月中旬ごろに総務文教委員会におきまして経営戦略の本編について、具体的な中身を説明させていただく、そういったスケジュールとなっております。

以上が概要等についての説明でございました。

委員長（山元経徳君） ただいまの報告に関して質疑がある方はお願いいたします。

大川委員。

委員（大川弘雄君） 今回の聞くと、僕は新たに委員会というか、選定委員みたいなのを、何か委員会をつくって今から決めていくのだと思っていたのですが、既に料金改定時のものを使うということ。

水道課長（松岡俊宏君） そうです。

委員（大川弘雄君） って聞こえました。でも、その時には、将来はこうなります、あぁなります、だから幾ら上げるべきですかということをやっただけで、将来設計をその人たちがやったわけではないのではないのですか。それに対して、これをつくるのはどうかなと思うので、そのあたりちょっと聞いていいですか。

委員長（山元経穂君） 水道課長。

水道課長（松岡俊宏君） 料金改定の時に、先ほど将来の事業環境とかそういった経営方針等について、平成28年から平成46年までの長いスパンで、水需要予測とか人口予測とかそういったのを調査しまして、それをもとに5年分の帯の切り取りをして、その中でどれだけ必要かというところをシミュレーションしていますので、それに基づいて料金改定を行っていますので、そのバックデータというのが今の平成46年まではきちっと整理されたものがございますので、それをもとにこちらの経営戦略の方にスライドさせて載せていくという、はい。

委員長（山元経穂君） 大川委員。

委員（大川弘雄君） ごめん、ごめん。では、もう言い方を変えよう。

それで、その経営戦略を考えたのは市役所の職員であって、その一般の委員さんではなかったですね。今、データにあるのは、水予測とかそういうのはいいと思います。でも、今からどういう方向で水道を持っていく。極端に言ったら、例えば僕だったら民間にしていくのよみたいな思いがある人もいます。でも、そういうのは全然関係なく、誰か竹原の方向性というのを決めたのでしょうか。それには、県水が、どれが使うというのも決めたのでしょうか。それは、その時の委員さんが決めたのではなくて、こういうので竹原はやっていきますということで料金改定をただけで、戦略としてはやはりもう一度やらないといけないのではないのかなという思いがあるのです。その短い5年間の部分はあれでいいと思いますよ。いいとは思わないけど、決まったのだから。ただ、その先の10年までというのだったら、やはりそういうスパンで考えられる人たちが集まって、竹原の水道事業に対しての意見を聞かないといけないのではないのですか。その辺はどう思いますか。

委員長（山元経穂君） 水道経営審議会等とのあり方とあって、そういうことですか。

委員（大川弘雄君） はい。

委員長（山元経穂君） はい、たしかそんな名前だった。

公営企業部長。

公営企業部長（谷岡 亨君） 今、大川委員さん言われるように、そういうことは確かにございますが、先ほど課長の方も御答弁させていただいたように、28年度で料金改定をさせていただいた時に、将来の水の需要の予測でありますとか、施設の更新とか、そういったものを含めて、こういった形での経営をしていかななくてはならないという一定の方向を定めながら、料金の改定というものも、5年間のスパンで切る中でやらせていただい

いる。それは、先ほど委員長の言葉にございましたが、水道事業経営審議会というのを立ち上げまして、その中で学識経験者の方にも入っていただき、また民間の委員の方にも入っていただく中で、そういったものは一定に審議をいただいて、こういった方向というものを含めて審議をいただいた中でものを基礎として、今回経営戦略として策定をさせていただこうと、していこうというものでございますので、そのように御理解をいただいたらというふうに思います。

委員長（山元経穂君） 大川委員。

委員（大川弘雄君） ごめんなさい。では、僕の勘違いかな。

要は、審議会でそこまでもちゃんと審議をしているということなのですか。僕の思いは、審議会の人たちは料金改定のために行ったのだから、将来はこうなりますよ、あなりますよ、こうしますよというのを聞いただけだと思っているのです。そんなプロはいないわけですから。その専門家の方がこれがいいのですよ、あれがいいのですよと言ったのをそのまま思い込んでやっているのだと思うのですけども、そこはやはりもう一度立ち返って、審議会を料金改定のためのもではなくてという、新たにと言わないですけども、そういうものをつくってと思っていたのですが、ではそこで審議したということですから、そしたらこの審議会というのは、この策定に当たっても審議会でも検討してもらい、ずっと続いてあるものなのですか。審議会というのはずっと続くのですか。続いて置いていただけるものなのでしょうか。置いていただきたいと思います。

委員長（山元経穂君） 構成委員は、こういう人が入っているというのをある程度示しながらお話しされた方がわかりやすいかと思います。

水道課長。

水道課長（松岡俊宏君） 水道事業の経営審議会は、学識経験者、それから民間企業、それから自治会、自治連合会、女性会、それから商工会議所、そういったメンバーで構成されているのですけども、それから今後の経営審議会につきましては、毎年料金改定の時もお話しさせていただいたと思うのですけども、節目節目でそういう会を開いていただいて、水道事業の経営のあり方とか、今の現状とか、そういったところを審議会の中で毎年ある程度の期間を置いて説明の方をさせていただくという、そういう方針ではございません。

委員（大川弘雄君） だから、存続するのですね。

水道課長（松岡俊宏君） はい、そうです。

委員長（山元経穂君） よろしいですか。

委員（大川弘雄君） はい。

委員長（山元経穂君） その他ございませんか。

協本委員。

委員（脇本茂紀君） この経営戦略の策定要請というのは、総務省の方から来ているわけですね。

水道課長（松岡俊宏君） はい。

委員（脇本茂紀君） その総務省がこの時点で10年をスパンにした経営戦略を各自治体に出しなさいと、その出しなさいということのいわば本旨というか、意図というのは一体何なのでしょう。

というのは、将来、国は水道事業を今までと同じように市が主体になって引き続きやってもらえるですよというふうな方向の中で、それぞれの自治体が独自の経営戦略を持ちなさいということによって、ただこの総務省ガイドラインよりということをして、総務省が一定の型を決めて、この型に当てはめてくださいという格好で課題が出ているのか、それによって竹原市の関わり方というか、主体性というか、改めて問われると思うのです。だから、この経営戦略の持つ総務省の意図と竹原市の意図というのはどういうところにあるのか、それが多分あるはず、経営戦略を今の時点で出せということの中にどういう意味が含まれているのかなというのほどのお考えですかというのを。

委員長（山元経穂君） 水道課長。

水道課長（松岡俊宏君） なかなか難しいです。

水道事業体というのはどこも全国的に課題がありまして、サービスの提供に必要な施設等の老朽化に伴って、今の更新の投資に係る増大部分とか費用部分、それとか人口減少に伴う料金収入の減少、これはどこの自治体、水道事業体も同じだと思うのです。そういう状況を踏まえて、やはりライフラインですから、水道利用者にとって安定的に水を供給するという立場で我々はその事業を安定的に進めていかなければならない、そういったところが目的でございます。

そこをきちっと計画的に確立していくためには、やはりこういう戦略的な計画、いわゆる計画をつくって、順次効率よく、コストダウンにも努めながら安定供給に努めていくという、そういう使命がありますので、そういった意味では、総務省の方からそういう要請がありましたけども、それはもうあるなし関わらず、確実に水道事業体としては着々と進

めていかなければならないという認識でございます。

この経営戦略の策定の様式等につきましては、総務省の方から柱となるような、先ほど説明した5項目あるのですけれども、そういった柱をもとに策定するというふうな様式は示されております。

委員長（山元経徳君） 脇本委員。

委員（脇本茂紀君） 往々にして、そういうものが一つの統廃合の根拠になったり、まあ言えば大型合併というふうなことを目指すものなのか、それとも個々の企業体の要するに体力を事実上強化するために計画を立てるというところに置くかによって、物すごく変わってくると思うのです。だから、総務省の意図は、総務省はなぜこの時期にこういう戦略をつくらうとするのか、それはそれぞれの水道企業体の主体的な、いわば力をつけるために戦略を立てるというのと、大合併というか、大合理化をやるために戦略を立てるというのかということで、ここに書く内容が物すごく変わってくる。

申し上げたいのは、やっぱり竹原市の水道、これまでの竹原市の水道の予算については、常々言ってこられたことですが、そういう竹原市の予算を持続する経営戦略というものをしっかり持つという意識性みたいなものが改めて問われると思うのです。だから、向こうが言うとおりにせず、竹原のアイデンティティーあるその水道事業の戦略というか、そういうものを是非議論をして打ち立てていただきたいということをお願いしたいと思います。

委員長（山元経徳君） 公営企業部長。

公営企業部長（谷岡 亨君） 今、脇本委員さんのおっしゃるとおりだというふうには受けとめております。

先ほど課長も申しましたように、竹原市の水道事業が今、現状がどうで、今後どういうふうな運営していくのかという、その部分をしっかり見据えた上で、引き続きやはり安定したおいしい水を供給していくという体制をいかに維持していけるかというところが基本に据えて、こういったものは捉えていくべきだというふうには思っております。そういった中で、環境がもちろん社会経済情勢の変化というのはございますので、そういったのも見据えながら今後やっていく、しっかり経営をやっていくというのがまずは一番というふうには考えております。

ただ、国の方は、多分意図は若干違うのかなという気は確かにしています。水道事業体によっては、赤字になって非常に経営が苦しいというところも確かにございますので、そ

ういったところは自分の今の経営環境をしっかりと見据えて、今後広域化を図るのか、どうするのかというところをしっかりと捉えなさいという意図は、やはり国の方は、そういうのは持っていると思いますので、我々もそういうところは意識をしながら進めていかないといけないというふうには思っています。

もう一つ動きとすれば、広島県の方がやはり広域連携を進めるという考え方をもう既に打ち出されておりますので、そういった中で県、あるいは県内市町の水道事業体といかに連携ができるのか、これはやはり効率的な事業経営というのは、今の経営を維持していくという大きな目標が一つありますので、そのためにもいかに広域連携ができて効率的な経営ができるかというのは、一つ大事なポイントであろうかというふうに我々も思っております。そういった動きもにらみながら進めていかないといけないというふうには思っております。

委員長（山元経穂君） 脇本委員。

委員（脇本茂紀君） やっぱり今まで我々がずっと言ってきたのは、竹原市の水道というのは非常に強いアイデンティティーを持っている水道事業体だと思うのです。だから、そういう誇りというか、矜持というか、そういうものをしっかり持って議論をつくり上げていくことが大事だと思うのです。もう、流れだから仕方ないではなくて、やっぱり竹原にはこういう水道のよさというのがあるのだよというところをしっかりと前面に打ち出した戦略を立てていただきたいということをお願いしておきたい。

委員長（山元経穂君） いいですか、答弁は。

委員（脇本茂紀君） いいです。

委員長（山元経穂君） その他ございますか。

堀越委員。

副委員長（堀越賢二君） 今後のスケジュールというところで、ホームページにも掲載もされるということですので、水道料金の値上げである理由はそもそもどういったところなのか、そういうところも含めてのものになるかとは思いますが、ホームページもパソコンがないとなかなか見る機会はないのですが、またこういうところに載せるということであれば、今後も、今の状況が続けばまたいずれ料金の改定といったようなところが、現状であればまた出てくるので、やっぱり必要性があるからというところもしっかりうたっていたら、なおかつ御理解をいただきたいといったようなわかりやすいものがこのホームページに掲載されることを強く望みますので、その点もあわせてよろしく願いた

します。

委員長（山元経穂君） その他ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（山元経穂君） ないようでありますので、続いて所管事務調査に移ります。

安全・安心な水供給体制及び水道料金のあり方について、水道料金改定後の現状報告について説明を求めます。

水道課長。

水道課長（松岡俊宏君） それでは、昨年12月に水道料金改定後の状況について御説明させていただきました。その後の、昨年12月以降の状況について御報告させていただきたいと思っております。済みません。資料、ごめんなさい、口頭だけで。

昨年12月以降の、改定後の12月以降の問い合わせ等の状況についてですが、今年1月23日に改定後の新しい料金に伴う請求について、1月23日に納付書の方を送付いたしました。1月末の31日には口座の引き落としをさせていただいたという状況でございます。それで、状況につきましては、電話連絡、窓口も含めて4件程度の問い合わせがあったという状況です。

それから、この2月7日から21日の2週間で検針の方をさせていただきました。検針のお知らせをやはり見て問い合わせが何件かありましたけども、それも電話、それから窓口を含めまして8件程度あったという状況です。今後も引き続き、料金に対する窓口の対応とか電話対応について、懇切丁寧に対応を行っていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

委員長（山元経穂君） 今の件で質疑があればお願いいたします。

副委員長（堀越賢二君） 非常に何か耳の痛いというか、問い合わせというか、クレームのようなものってありましたか。

委員長（山元経穂君） 水道課長。それ聞きたかった。

水道課長（松岡俊宏君） 特に、そんな込み入ったような質問とか、そういったのはないです。

副委員長（堀越賢二君） ないですか。

水道課長（松岡俊宏君） はい。

委員長（山元経穂君） 大川委員。

委員（大川弘雄君） 2カ月分か、10月からだから引き落としが終わったのよね。3億円ぐらいだったっけ。あれを早期に古いところ、危ないところをやっていかないといけないと思うのですが、その辺の計画は、業者のこともあるのだと思うのですが、予定どおり進んでいけそうですか。

だから、今出てきた料金改定で余っているというか、持っているのはどのように、僕は早急に工事へ入ってほしいのだけでも、どのような使い方をされる予定ですか。

委員長（山元経穂君） 水道課長。

水道課長（松岡俊宏君） これ、以前も多分同じような質問をされたと思うのですが、今回利益として上がったものは、以前全協とかで説明させていただいた積み木みたいな形で翌年度、翌々年度という形で、資金を積み上げていくようなそういう流れになっていたと思うのですが、ということで、では今年度それだけ黒が出たからそれをすぐ充てるかというものではございませんので、それは順次少しずつ翌年度、翌々年度分の資金としての積み上げをしていって、今の投資計画に基づいて着実に事業を進めていくという事業計画になってございます。

委員長（山元経穂君） 大川委員。

委員（大川弘雄君） 事業計画はそうなっているのよね。もう僕はそこがよく理解できていないのですが、それもいいのですが、今必要性が高いのでといってやったのですから、特に県水の部分はバックアップで必要なのではないのですか。だから、あのパイプラインというのはもう本当に早くしないといけないのだと思うのです。この間の毒物の何とかという時も、事件にはならなかったのですが、心配した件でも、ああいう県水がバックアップであればあんなことにはならなかったのでしょうかから、やはりそこを大至急やってほしいなど、事業計画の積み上げというのは、僕は何回聞いても意味がよくわからないのですが、そこは是非お願いして、裂けた順に水が噴き上げたらかえるのでしょうか、それも必要ですが、それは古い順に裂けるわけではないので、どう考えても今、せつかく県水を30%でしたっけ、使うのだったら、そのバックアップの部分が竹原の命綱になってくると思うのです。そのあたりはもう一回、検討するべきではないかなという個人的意見を持っています。

以上です。

委員長（山元経穂君） いいですか、答弁は。

委員（大川弘雄君） はい。

委員長（山元経穂君） 川本委員。

委員（川本 円君） 先ほどの経営戦略の策定にも少しつながることとは思いますが、昨年料金の改定がありまして29%、というてもこれは企業債を使ったら29に落とした分ですから、実質は34%のアップだったということで、5年後におそらくまた見直し時期が来て何%か増という話になってくるとは思うのですが、その場合に使われる住民の皆さん、市民の皆様がある程度早い段階で5年後はこういうふうになるのだということも、徐々にですが、どういった形になるかは知らないですけど、お知らせしていくというふうなことをやっておかないと、また昨年度みたいにすったもんだとなる可能性があると思は思うのです。その際に、また企業債を使って数字を和らげる、数字的なマジックを使われるのかどうかということ、使われない、そこらを含めてありましたらちょっとお願いします、ちょっと心構えが要るものですから。

委員長（山元経穂君） 水道課長。

水道課長（松岡俊宏君） 次の料金改定ということなのですが、早い段階でお知らせというところなのですが、やはり水道事業の経営状況とかそういった部分については、これまでそういう情報がなかなか市民の方に伝わらなかったという部分もございます。その辺も含めて、今回この料金改定をやらせていただきまして、水道事業としての経営状況とか、そういったものをよりわかりやすく、今のホームページですとか広報とかでお知らせするという、そういうスタイルに今回変えていこうという形の中で、いろいろその辺もどうやったらわかりやすくなるかというのは、日々検討しながら進めていきたいというふうに考えております。

委員長（山元経穂君） よろしいですか。

その他ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（山元経穂君） それでは、ないようですので、これにて所管事務調査を終了したいと思います。

理事者の方は退席をお願いいたします。ありがとうございました。

済みません。続いて、次回の所管事務調査なのですが。

～ 次回所管事務調査について協議 ～

委員長（山元経穂君） もしこれでよければそのような形にさせていただきたいと思いますが、よろしいですか。

大丈夫ですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（山元経穂君） 済みません。長らくありがとうございました。

これで委員会を閉会いたしたいと思います。

お疲れさまでした。

午後4時35分 閉会